

著作権



契約



!!みなさん!! 知的財産の時間 ですよ

身近な事例から学ぶ、
知的財産50のQ&A



オンライン配信



商品開発

編著 一般財団法人たんぽぽの家

身近な事例から学ぶ、
知的財産50のQ&A

みなさん!! 知財の 時間 ですよ

はじめまして。
知財学習推進室です。



これまで福祉における
ものづくりの現場で



表現を守り広げるための
ゲームや冊子の制作をはじめ、
各地での研修を行ってきました。

でも、まだまだ
「知財って難しい!」

知財

「こんなときどうしたらいいの?」
という声をたくさん耳にします。

たとえば
こんなことはありませんか?



著作権使用料の
決め方がわからない……。

自分の作品が
転用されちゃった!



パクってないのに
大炎上……!



そんなお困りごとに答えるべく、
身近な事例で知財を学ぶ
50のQ&Aをつくりました。



この本では、ものづくりや福祉の現場での知的財産にまつわるあれこれについて、7つの章で解説していきます。



1 権利は 誰のもの?

著作権の対象や範囲、権利者など、知っているようで実は知らない基礎知識を紹介。

著作物 著作権 共同制作
コラージュ 演劇・舞台
所有権 職務著作

2 発表をする、 その前に。

自分や他者がつくった作品を、公に発表・利用する際の注意点について理解を深めましょう。

キャラクター 模写
動画投稿サービス BGM
作品記録 展覧会

3 せっかくだから、 広めたい!

画像やテキストを気軽にネットで公開できる現代。情報発信にまつわる権利をおさらいします。

複製権 SNS
公衆送信権 肖像権
使用許諾 撮影

4 販売する前に、 考えたいこと。

オンラインでの商品販売や作品制作における配慮、権利のあり方について知っていきましょう。

商標登録 オンラインサービス
意匠権 郷土玩具
映像作品 作品貸出

6 悩ましい、契約や 管理のこと……。

作品貸出・利用にあたっての契約上の留意点、費用の考え方や保管方法のツボを説明します。

作品貸出 著作権使用料
契約書 保管・所蔵
デジタルアーカイブ

5 知っておきたい。 お金の話!

作品の価値のつけ方、販売後の収益や分配、作品の販売方法にまつわるポイントに着目!

価格 売上
分配 対価
クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

7 こんなとき、 どうする?

作品の制作・発信・貸出にともなう、知的財産に関するトラブルシューティングについて解説。

パクリ 破損
Web SNS 転売
保険・補償 プライバシー

身近な事例から学ぶ、 知的財産50のQ&A

1 権利は誰のもの？

- | | |
|---|---|
| Q 1 メモ用紙に絵を描きました。これも著作権で保護されるの？
……………12 | Q 5 販売した作品の著作権は、購入者へ渡ってしまうのかな？
……………22 |
| Q 2 誰かと一緒につくった作品、著作権はどうなるの？
……………16 | Q 6 「そのアイデアいただきっ！」って、パクリになるの？
……………24 |
| Q 3 コラージュ(切り貼り)作品の著作権、どこからどこまで誰のもの？
……………18 | Q 7 勤務中に制作したイラストや絵画。著作権は誰のものになるの？
……………26 |
| Q 4 ダンスや演劇作品の著作権って、どうなっているの？
……………20 | Q 8 Tシャツやコーヒーカップのような製品も「著作物」になるのかな？
……………28 |

2 発表をする、その前に。

- | | |
|--|---|
| Q 9 アニメキャラの絵を描きました。この作品、発表してもいいのかな？
……………30 | Q 12 演劇公演のBGMで、ロックバンドの曲を使いたい。事前に許可をとらないとダメ？
……………36 |
| Q 10 写真集や図鑑を見て描いた作品、発表してもいいよね？
……………32 | Q 13 作品が完成したときに、記録しておくべき情報を教えて！
……………38 |
| Q 11 好きな歌手の曲を歌う姿を撮影して、YouTubeにアップしたい。問題ないよね？
……………34 | Q 14 作家本人は発表に興味がないけど、とってもいい作品なので紹介したい。展覧会に出してもいい？
……………40 |

column 01 障害のある人の表現活動×デジタル技術の可能性 大井卓也
……………42

3 せっかくだから、広めたい！

- | | |
|--|---|
| Q 15 自分たちの活動が紹介された新聞記事。コピーして広報に活用してもOK？
……………44 | Q 18 展覧会場内撮影OKにしたい。気をつけることってありますか？
……………50 |
| Q 16 写真家が撮影してくれた記録写真。素敵なので、SNSで紹介したい！気をつけるべきことは？
……………46 | Q 19 展覧会のチラシを制作中です。利用者の作品を使いたいのですが、本人に掲載許可は必要ですか？
……………52 |
| Q 17 職場の様子やアーティストの制作風景、SNSにアップして広めてもいい？
……………48 | |

4 販売する前に、考えたいこと。

- Q 20 新商品の商品名を考えた。
これって、そのまま使えるの？ ……54
- Q 24 iPadで描いたデジタル画。
売ってみたいけど、どうすればいい？ ……66
- Q 21 オンラインで商品を販売したい！
何からはじめたらいいのかな？ ……58
- Q 25 映像作品を販売するときに、
気をつけるべきことはありますか？ ……68
- Q 22 かたちが素敵な洋服。生地を変えて、
私のオリジナルとして販売していい？ ……62
- Q 26 1年間の契約で、貸出中の絵画作品。
デジタルデータを商品化してもいい？ ……70
- Q 23 地元に伝わる郷土玩具をモチーフに、
新しいグッズをつくって販売したい。
どこに相談したらいいのかな？ ……64

column 02 デジタルアセットは著作権の夢を見るか 永井幸輔
……72

5 知っておきたい、お金の話！

- Q 27 作品の値段って、
どうやってつけているの？ ……74
- Q 30 作品を販売するには、
どんな方法がありますか？ ……84
- Q 28 作品の売上は、すべて作家のもの？
施設との分配はどう考えたらい？ ……78
- Q 31 いろんな人に使ってもらって、
作品を広めたい。さて、どうしよう？ ……88
- Q 29 在籍している作家のイラストを
マグカップに転写して商品化しました。
そのときの対価はどう考える？ ……82

column 03 売ることに残していく 李沙耶
……90

6 悩ましい、契約や管理のこと……。

- Q 32 展覧会などに作品を貸し出すとき、
どんな点に注意したらいいの？ ……92
- Q 38 施設では絵を保管したいのに、
作家がどんどんあげてしまいます。
どうしたらいいですか？ ……108
- Q 33 契約書を書くのは難しい……。
口約束は、契約にならないの？ ……94
- Q 39 どんどん増えていく作品。
保管場所に限りがあるのですが、
何か良い解決策はありますか？ ……110
- Q 34 福祉施設が障害のある人の
アート作品を発信するために
必要な契約は？ ……96
- Q 40 作品のデジタルアーカイブを
検討中です。データの作成方法や
活用方法について教えて！ ……114
- Q 35 作品のモチーフを活用して、
商品展開したい。作家との契約は、
商品を製作するたびに交わすべき？ ……100
- Q 41 どんどん増え続けていく作品。
作家はどうしても捨てたくない様子。
どうすべきか悩みます。 ……116
- Q 36 「作品を商品化したい！」と
とある企業から相談がありました。
著作権使用料は、どう決めたらいい？ ……102
- Q 42 退所された方・亡くなった方の作品は、
どのように扱ったらいいのかな？ ……118
- Q 37 意思確認が難しい作家と、
どうやって契約を交わせばいいの？ ……106

column 04 障害のあるアーティストと向き合う、その倫理観 柴崎由美子
……120

7 こんなとき、どうする？

- Q 43** オーダーを受けて描いた作品。「気に入らないから、お金は払えない」と言われてしまいました。困った……。……………122
- Q 44** 展覧会に出した作品が「パクリだ!」とネットで大炎上。そんなつもりはないのに……。……………124
- Q 45** Webサイトにアップした作品画像が、無断でSNSやチラシに掲載されていた! どうしよう……。……………126
- Q 46** 販売した作品が転売されてしまって、行方不明に。出展したいんだけど、どうしたらいいの? ……………128
- Q 47** 展覧会に出展するために貸し出していた作品が、戻ってきたら壊れてしまっていた。どうしよう! ……………130
- Q 48** 所有権も著作権もすべて主催者側に譲渡する公募展。わからず応募して、入選しちゃった。辞退できる? ……………132
- Q 49** 展覧会の主催者から、プロフィールに載せたくない情報の掲載を頼まれた。断ってもいい……。……………134
- Q 50** 販売した作品が色あせ、「塗り直してほしい」という依頼が。作品の補償期間はどのくらい? ……………136

column 05 どうしたら著作権侵害になるの? 高島雄一郎……………138

参考文献 & Webサイトリスト	……………140
おわりに	……………146
知財学習推進プロジェクト 発行物のご案内	……………148

身近な事例から学ぶ、
知的財産50のQ&A

Q
1

メモ用紙に絵を描きました。
これも著作権で保護されるの？

1

権利は誰のもの？



意図せずできた傑作。でも、作品として描いたわけでもないし……。

何気なく描いた絵や文字に、妙に惹かれる……なんて経験はありませんか？
まずは、著作権が発生する「著作物」の定義を知っていきましょう。

A
1

「表現」されたものは
著作権で保護されます。

イメージや気持ちを独自に表現したものは、「著作物」に該当します。つまり、絵を描いた当人に作品をつくっている意識がなくても、著作権で保護される対象になるということ。アーティストが手がけた作品に限らず、私たちが気ままに綴る日記や、スマートフォンで撮った写真なども、著作物にあたります。

Q
解説

著作物の定義

著作権法第2条第1項第1号では、著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されています。

思想又は感情^①を創作的^②に表現^③したものであつて、
文学、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

- ①「思想又は感情」：人間の精神活動から生まれたアイデアや意見、想いや気持ちなど。
- ②「創作的」：作り手の個性が表れた独自の表現であること。上手下手、プロアマ問わず、たとえばチラシの裏に描いた子どもの絵でも、その子ども独自の表現であれば著作物として認められます。
- ③「表現」：独創的なことを思いついただけでは、著作物にはなりません。文章や身振り手振り、画像映像などなど、何らかの方法を通じて表に現したものである必要があります。

基礎知識：著作権の分類と保護期間

① 著作権の分類

さまざまな「著作物」を保護する著作権ですが、実は大きく2つに分けられます。ひとつは、作者の人格的利益を守る「著作者人格権」、もうひとつは財産的利益を守る「著作財産権」。一般に「著作権」と言うときは後者を指すことが多いでしょう（ただし、本書で用いる「著作権」という言葉は、特別に断らない限り、「著作者人格権」と「著作財産権」の両方の意味を含みます）。また、それぞれの権利のなかにも細かい分類があります。

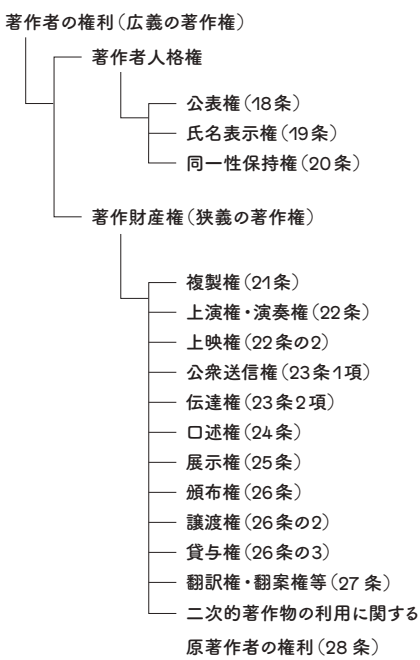
● 著作者人格権

作者にとって著作物は自分の分身とも言える大切な存在。尊厳を最低限担保できるよう、著作者人格権という権利が定められています。作者には著作物を公表するかどうか、またどんな名前を表示するかを自分で決め、他人が勝手に著作物を改変することを禁じる権利があります。

● 著作財産権

作者の財産的側面を守るための権利です。作者には著作物を複製したり展示をしたりして、世の中に広める権利が独占的に与えられています。著作財産権のことを狭義の「著作権」と呼ぶ場合もあります。

著作権法が定める権利の見取り図



② 著作権の発生

著作権はどこかに届け出る必要がありません。作者が著作物を創作した時点で自動的に権利が発生します。一方で、特許権や商標権などの知的財産権は、特許庁に届け出て、審査ののちに認められた上で付与される権利です。

③ 著作権の保護期間

著作者人格権は作者が生きている間だけ認められる権利です。著作財産権の保護期間は没後70年まであり、作者が死亡した後は遺族がその権利を保護期間が切れるまで相続することができます。

④ 著作権の譲渡

著作財産権は他人に譲渡することが可能ですが、著作者人格権はその権利を他人に譲渡することも遺族に相続させることもできません。

著作者＝著作物を創作する者

著作権者＝著作財産権をもつ者

- ・権利を譲渡していない作者
- ・作者の死後、権利を相続した遺族
- ・権利を譲渡された者（出版社など）

Q 2 誰かと一緒に作った作品、著作権はどうなるの？

1

権利は誰のもの？



共同制作では、誰に権利があるんだろう？

みんなでつくった作品を展覧会やWebサイトで発表したい。
その前に、共同制作における著作権が誰に生じるのかを理解しておきましょう。

A 2 関わった人全員に、著作権が発生することがあります。

複数の人が協力してつくった作品は「共同著作物*」となり、利用の際は関わった人全員の合意が必要です。ただし、制作の補助にとどまる場合など、共同著作物にならないケースも。歌詞と曲が組み合わさった歌のように、複数の著作物からなる作品は「結合著作物」と呼ばれ、個別の著作権が発生します。

* 共同著作物とは、「二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないもの」(著作権法第2条第1項第12号より)を指す



事例

参加型ワークショップでの共同制作

関西で活動するアーティストの鮎川奈央子さん・采奈菜子さんは、参加型ワークショップを企画し、学生や障害のある人など10数名とともにオブジェを制作しました。このとき、制作方法を考え、素材の準備やファシリテートを行ったのは鮎川さんと采さんです。しかし、参加者が思い思いに制作した点を考えれば、完成したオブジェは共同著作物。全員に著作権が帰属すると言えます。ワークショップで共同制作した作品を展示する際に、参加者一人ひとりの名前を省略するケースはまだまだ少なくありません。つくり手全員へのリスペクトを示すことが大切です。

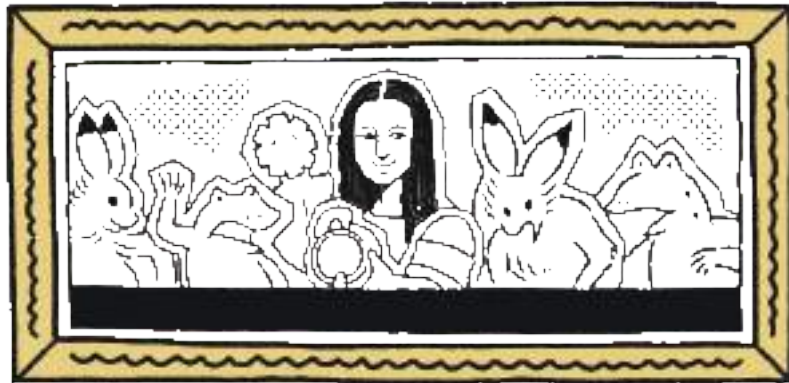


参加型ワークショップ「カラフルなまちをつくる」の制作風景

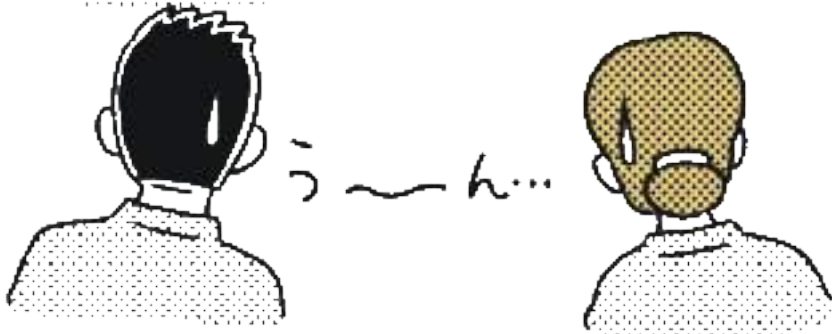
Q 3 コラージュ（切り貼り）作品の著作権、どこからどこまで誰のもの？

1

権利は誰のもの？



最後の晩餐と鳥獣たちと牛乳をそぐモリザとタンポポマン



これは誰かの著作物？ それとも自分の作品？

インターネットや雑誌で採取した素材を使って、コラージュ作品を制作。
実はそのとき、制作方法により権利のあり方が異なるケースがあります。

A 3 もとの表現がわかる場合は、注意が必要です。

切り貼りしたものが、もとの著作物と判別できない作品ならOK。
判別できる場合は、著作権者に許可をとりましょう。コラージュされた作品全体を見たときに、新たに付与された創作のオリジナル性が高く、もとの作品の表現上の特徴を感じとれない場合には、オリジナルの著作物として認められるケースも。



イメージを再構成して独自の世界観に

アーティストの今津景さんは、ネット上にあふれる画像を再構成し、独自の作品を制作・販売しています。今津さんは、もとの画像を細かく切り分け、さらに、まったく別の文脈の画像と組み合わせて、デジタルデータでコラージュ。それらをもとに油彩で描いた絵画を、最終的に今津さんの作品として発表しています。この場合、もとの画像が判別できないこと、作品全体を見たときに、それが今津さんにしか表現できない世界観（＝今津さんの著作物）であることなどから、作品のもとなったそれぞれの画像の著作権者に使用確認をとる必要はないと考えられます。



今津景《草上の昼食》（2013年）

写真：木島龍三 Courtesy of ANOMALY

Q
4

ダンスや演劇作品の著作権って、
どうなっているの？

1

権利は誰のもの？



ダンサーはダンス作品の著作権者？

絵画や彫刻など、物体としてある造形作品はなんとなく著作権で守られそう。
では、パフォーミングアーツの権利はどうでしょうか。

A
4

脚本や振り付けは
著作権で保護されます。

脚本や振り付けは著作物にあたり、脚本家や振付師が著作権者に該当します。ただし、振り付けは、既存のステップの組み合わせにとどまらない独創性が必要。これは、基本動作を特定の人物が独占すると、自由な身体活動が制限されてしまうためです。また、演者のパフォーマンスは著作隣接権で保護されます。

Q
解説

著作隣接権（著作権法第89条第1項）

著作権者の権利を守る著作権以外に、実演家の権利を守る著作隣接権があります。

実演家の実演（演奏や演技などのパフォーマンス）を保護する権利

- ①勝手に録音・録画されない権利（録音権・録画権）
- ②勝手に放送等されない権利（放送権・有線放送権）
- ③勝手に公衆に送信可能な状態にされない権利（送信可能化権）
- ④その録音・録画媒体を勝手に譲渡されない権利（譲渡権）
- ⑤録音・録画媒体を勝手に貸与されない権利（貸与権）

実演家の人格的利益を保護するための「実演家人格権」

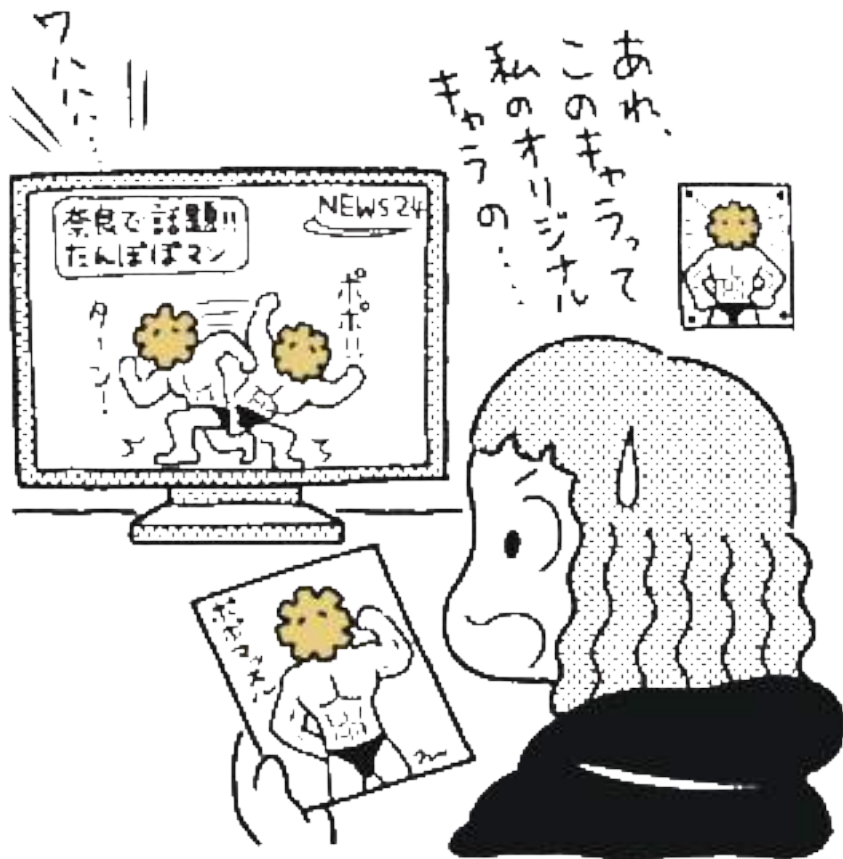
- ⑥実演家の名前の表示・非表示について決める権利（氏名表示権）
- ⑦名誉や声望を害するようなかたちで実演の変更・改変等をされない権利（同一性保持権）

※これらの権利は、実演を行ったときから発生し、その日の属する年の翌年から70年間認められます（著作権法第101条第1項、第2項）

Q
5 販売した作品の著作権は、
購入者へ渡ってしまうのかな？

1

権利は誰のもの？



購入者に好き勝手にされるのでは……。

作品を複製されたり、改変されたりするのが怖くて手放せない。
そんな心配も権利の行方を理解すれば解消！ 正しく販売しましょう。

A
5 購入者には、作品の所有権を譲渡。
著作権は渡りません！

作品を販売しても、著作権は著作者・著作権者に帰属したまま。購入者には作品の所有権（＝物体としての作品を所持する権利）が与えられます。つまり、著作者・著作権者の許可なく購入者が作品を複製・改変することはNG。また、販売後の作品利用も可能ですが、購入者と事前に相談し、互いに配慮しましょう。



著作者の権利を守る作品販売

たんぽぽの家アートセンターHANAでは、施設に所属する作家に代行し、美術作品を販売しています。その際、作品の購入希望者と事前に覚書を交わし、著作権が作家本人に帰属すること、また、作家が作品をグッズにするなど、著作権の範囲内で二次利用する可能性があることを説明。さらに、作家と施設など、所属団体との権利・契約上の関係についても理解を促しています。こうした購入者との合意形成は、販売後のトラブルを未然に防ぐことにもつながっていくでしょう。

購入者と交わす覚書の項目例

- ・本美術作品の著作権は、制作者本人に属しています。そのため、制作者は、ポストカードやTシャツなどの製品に作品を使用することがあります。また、制作者が所属する団体や契約する団体においても、制作者の了解のもとに、作品を使用した製品を発表し、販売することがあります。
- ・今回のご購入は、作品の所有権のみの譲渡となりますことをご理解ください。

Q
6

「そのアイデアいただきっ!」って、
パクリになるの?

1

権利は誰のもの?



同業者とおしゃべりして、ひらめいた!

ひょんなことから、思いがけず創作にまつわる画期的なアイデアをゲット。
それをもとに新たなものづくりをすることは、「パクリ」になるのでしょうか。

A
6

著作権は
アイデアを保護しません。

著作権は「表現」を保護しますが、それらのもととなる「アイデア」は保護しません。それは、誰かがりんごの絵を描いたとき“りんごを描く”というアイデアを保護すると、ほかの人が描けなくなり表現の多様性が失われるため。一方、登録した技術的アイデアは、特許権や実用新案権で独占的に保護できます。

事例

身近な素材を使って創作する

セロテープは価格や流通面で購入しやすく、加工のしやすさから工作で使われることが多い素材です。京都在住の植田^{ひらく}さんは、セロテープと紙を使い、動物や恐竜をリアルに表現する作家。一方、兵庫在住の鶴川弘二さんは、大量のセロテープをペンなどに巻き付けます。年輪のようになったテープは経年劣化によって飴色になり、独自の表現へと変移。セロテープで立体をつくるというアイデア自体は自由で、そこから豊かな表現が生まれています。ふたりともセロテープを作品の素材にしていますが、最終的に仕上がった作品は、それぞれ唯一無二の表現です。



植田さんの作品



鶴川さんの作品

Q
7

勤務中に制作したイラストや絵画。
著作権は誰のものになるの？

1

権利は誰のもの？



勤務中の創作行為、作者の権利は？

デザインや文章などさまざまな創作にあたり、勤務先の会社や施設が材料費や工賃を負担している場合があります。権利はどうなるのでしょうか？

A
7

作者に帰属する場合もあれば、
勤務先に帰属する場合があります。

勤務先が材料費や工賃などを負担している場合も、制作物に作者の思想や創作性が認められるなら、著作権は作者に帰属。ただし、勤務先からの発案・依頼で「業務」として制作し、勤務先の名前で発表する場合（たとえば、広報物の挿絵など）は「職務著作」となり、著作権は勤務先のものとなります。

Q
コメント

権利の理解と合意により可能になるもの



株式会社フォーオールプロダクト
（ミナトマチファクトリー）代表取締役
石丸 徹郎さん

工賃が発生する「職務著作」では、著作権が事業所に帰属することを伝え、同意書を交わした場合のみ創作活動に取り組んでいただけます。さまざまな人が作品の二次利用の過程に携わることができるため、チームとしての製品開発もスムーズになり、制作者の退所後も販売が可能に。また、お気に入りの作品ができた場合に著作権を本人に帰属させるなど、制作者の希望に応じて権利の取り扱いを選択できるようにしています。



イラストを活用した商品



ミナトマチファクトリーの様子

Q 8 Tシャツやコーヒーカップのような製品も「著作物」になるのかな？

1

権利は誰のもの？



心を込めてつくった製品なんです……。

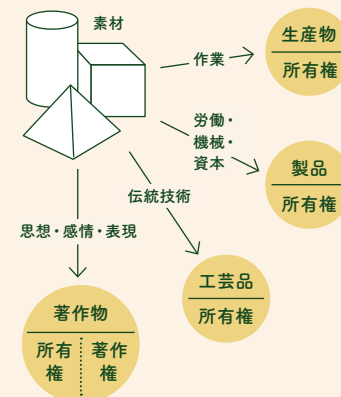
福祉施設の仕事として、Tシャツやコーヒーカップに思い思いのイラストを。そうして生まれた製品は、一人ひとりの著作物になるのでしょうか？

A 8 もっぱら実用的な量産品は著作物になりません。

Tシャツやコーヒーカップなど、もっぱら実用的な量産品は著作物ではないため、著作権が発生しません。ただし、Tシャツなどに描かれたイラストは著作物になります。美術工芸品と呼べるような芸術的な絵柄をコーヒーカップに描くことで、美的鑑賞の対象となれば、コーヒーカップが著作物とみなされることも。

Q 解説 著作物とそうでないものの違い

つくられたものが著作物であるかは、そこに思想や感情を表現した自分なりの創作性があるかどうかで決まります。たとえば、福祉施設や工場で、決められた作業や生産ラインから生まれた生産物は、どんなに心を込めてつくっても個性を発揮する余地がなく、著作物にはなりません。これは工芸品でも同じこと。一方、余暇や就業時間中でも、決められた作業から外れたところで独自に表現されたものは、落書きであっても著作権が発生します。自分がつくったもののうち、どれが著作物でどれが著作物ではないか、考えてみるのも楽しいですね。



出典：田中啓義「福祉施設で生まれるアートと著作権」『障害者の芸術活動支援 取り組み事例集』（社会福祉法人グロー〔GLOW〕、2015年）p.71掲載の図をもとに作成

Q
9 アニメキャラの絵を描きました。
この作品、発表してもいいのかな？

2

発表をする、その前に。



大好きなアニメキャラクターを描きたい！

大好きなキャラクターがうまく描けたときは、誰かに見てほしくなりますよね？
でも、権利の侵害にあたるかもしれません。

A
9 オリジナルそっくりの絵である場合は
控えたほうがいいでしょう。

.....

キャラクターをそのまま写し取った絵を描くこと自体は、私的
使用*なので個人の自由。でも、それを発表するのは私的使用
の範囲外となり、複製権の侵害にあたります。友人に見せたり、
家や職場の壁に飾ったりするくらいなら権利者の利益を損なう
ことはなく、私的使用の範囲内。許諾は必要ありません。

.....

* 私的使用とは、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」
(著作権法 第30条より)

Q
好きなアニメキャラクターをアレンジ

コ
メ
ン
ト



宮崎県障がい者芸術文化支援センター
(アートステーションどんこや内)
芸術活動支援員
岩切明日香さん



当施設に所属するOさんは、作者の異なる自分の好きなアニメキャラクターをミックスさせ、彼独特の世界観を表現するのが得意なアーティスト。アニメキャラクターを描いた作品を展示してもよいかどうかはいつも悩むところですが、Oさんの作品のように、部分的に似ているところがあっても、作品全体としては本人の創造性が認められるものなら、本人の作品として発表の機会をつくり、いろいろな方に見ていただきたいと私たちは考えています。

異なるアニメ・ゲームのキャラクターを登場させたOさんのイラスト。手を握る女の子は『プレイベスト・ウォリアーズ』のベス・テヅカ、寝ている男の子は『MOTHER2』のネス。男の子の額に手を当てている女の子は『妖怪ウォッチ』のふぶき姫。

Q
10

写真集や図鑑を見て描いた作品、
発表してもいいよね？

2

発表をする、その前に。



参考にするだけでも許可が必要なのかな……。

絵を描く際に、写真集や図鑑を見ることがありますが、
参考と模写の違いはどこでしょう？ 許諾をとる範囲を学びましょう。

A
10

オリジナルとの類似性が、
判断のカギを握ります！

写真をそっくりそのまま絵に写し取って発表する場合は、著作権者への確認が必要。一方、オリジナルとの類似性が低い場合は、個人の創作として発表できることもあります。写真だけに限らず、他者が表現した既存の美術作品を模写する際は、著作権管理団体*に問い合わせましょう。

*JASPAR（一般社団法人日本美術著作権協会）やJPCA（一般社団法人日本写真著作権協会）など

Q
コメント

他者の作品から創作のアイデアを得る



たんぼの家アートセンターHANA
アートディレクター
吉永朋希さん

たんぼの家アートセンターHANAに所属する山野将志さんは、植物や昆虫、動物などの生命、森や空などの自然をモチーフに、力強い線で鮮やかな絵を描く作家です。絵画《ジャングルのなかの碧い滝》の構図のもととなったのは、ある本に掲載されたメキシコのアグア・アスルというジャングル内の川と滝の写真。山野さんはそれを見ながら絵を制作しましたが、豊かな感性でデフォルメされた表現は、独自の創作として昇華されています。



山野さんの作品《ジャングルのなかの碧い滝》（2009年）。構図のもととなった秘境アグア・アスルの航空写真には、上下、左の三方から大きく深緑色のジャングルが迫り出し、その間をアクアブルーの川が流れ、沿岸に白い水しぶきが立つ様子が写されている（『ここだけは行ってみたい 秘境を巡る景色』[ピエ・ブックス、2005年] pp.20-21）。一方、山野さんはその地形を多彩な線や色合いで独創的にとらえ、新たな絵として表現した。

Q
11

好きな歌手の曲を歌う姿を撮影して、
YouTubeにアップしたい。
問題ないよね？

2

発表をする、その前に。



「歌ってみた」動画って、よく見るけど……。

動画投稿サービスには、好きなアーティストの曲を歌う動画を公開している人がたくさんいますよね。この場合、権利上は問題ないのでしょうか。

A
11

楽曲の権利関係を確認しましょう。

原則として、誰かの楽曲を勝手に演奏してインターネットで公開することは「公衆送信権」の侵害にあたりNG。しかし、YouTubeはいくつかの音楽著作権管理団体との包括契約を結んでいるため、それらの団体に登録されている楽曲で、決められた条件をクリアしていれば自由に公開することができます。

Q
解説

手続きなく、楽曲を演奏できる条件

音楽著作権の管理団体・一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）は、利用許諾契約を締結しているYouTubeなどの動画投稿サービスについて、投稿者が手続きなくアップロードすることができる条件を以下のように公開しています。

	アップロードする方が個人の場合	アップロードする方が法人、学校、団体・グループなど、個人以外の場合
ライブ配信・生配信のみを行う	・動画で使用する音源が、自ら演奏または製作したものであること	
タイムシフトやアーカイブを行う	・動画で使用する音源が、自ら演奏または製作したものであること ・広告や宣伝を目的とする動画ではないこと	・動画で使用する音源が、自ら演奏または製作したものであること ・広告や宣伝を目的とする動画ではないこと ・JASRACが管理する「国内作品」であること

出典：一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）Webサイト「YouTube等の動画投稿サービスでの音楽利用について」（最終更新2021年3月30日）
<https://www.jasrac.or.jp/news/20/interactive.html> ※表は左記Webサイトの掲載書面をもとに作成

Q
12

演劇公演のBGMで、
ロックバンドの曲を使いたい。
事前に許可をとらないとダメ？



大好きなロックバンドの曲を流したい！

演劇公演などさまざまな創作・発表の場で、BGMを用いることがありますよね。
でも、知らず知らずのうちに、権利を侵害しているかもしれません。

A
12

国内でも海外でも、誰かがつくった
曲であれば許可をとりましょう。

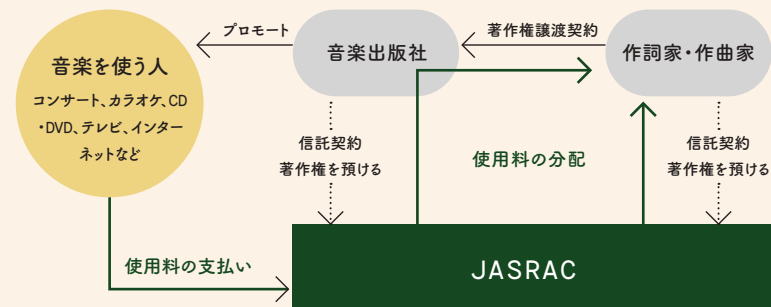
無料・無報酬・非営利で行う学校の文化祭などを除いて、演劇公演や演奏会での楽曲使用は許諾が必要です。美術、映画、写真など数ある著作物のなかでも、音楽は著作権が最も管理されているジャンル。時には過去に遡って請求されることもあります。特に、海外の楽曲の高額な使用料には要注意！

Q
解説

著作権管理団体の仕事

美術や写真にも著作権管理団体が存在するように、音楽にも仲介業務を行う著作権管理団体があります。作詞家・作曲家との契約で著作権を譲り受ける音楽出版社は、多くの場合、JASRACなどの著作権を管理する団体（会社）に権利を

預けています。JASRACの場合は、音楽を使う人から支払われた使用料を作詞家、作曲家、音楽出版社へ年4回分配（送金）。どの曲が何回使われたかのデータを音楽を使う人からの報告に基づいて割り出し、正確に分配していきます。



出典：一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）Webサイト「JASRAC PARK」ジャスラの音楽著作権レポート「JASRACのしくみ～作詞家・作曲家・音楽出版社とJASRAC」 https://www.jasrac.or.jp/park/work/work_4.html ※図は左記Webサイトの掲載コンテンツをもとに作成

Q
13 作品が完成したときに、
記録しておくべき情報を教えて！



展示、販売、二次利用……。いろんなことに備えておきたい！

作品が完成した後の利用方法はさまざま。ここでは、作品をつくったときに
どんな情報を残しておけばよいのかを確認していきましょう。

A
13 制作したときの年月日はマスト！
素材などもしっかり記録しておきましょう。

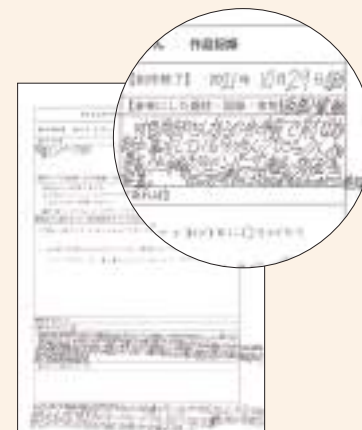
制作をはじめた年月日と作品が完成した年月日は必ず記録。
ほかに、使用したすべての素材や作品のタイトル、サイズ、協力
してくれた人がいる場合はその情報も残しておきましょう。また、
作家のプロフィール（過去の出展歴と作品制作にまつわるエピ
ソードなど）もあらかじめまとめておくといでしょう。



事例

日々の記録が大切です！

たんぼの家アートセンターHANAでは、
施設内で制作された作品ごとに、情報を
まとめたシート「作品記録」（作家が直筆
することも）を作成しています。作品記録
は、作品の写真とともにデータ上で管理
（FileMakerを使用）。出展、貸出、販売
履歴も併せて記載し、いつでも最新情報
がわかる環境を整えています。たくさんの
作家の作品を管理する場合には、日々記
録していくことが肝心です。



メンバーが直筆した作品記録

記録する情報の例

- ・作者名 ・タイトル ・制作開始/終了日 ・制作の動機 ・制作中の特記事項
- ・作者による作品へのコメント ・制作中、完成時の作品画像 ・出展/貸出/販売履歴

Q
14

作家本人は発表に興味がないけど、
とってもいい作品なので紹介したい。
展覧会に出してもいい？

2

発表をする、その前に。



これは絶対、世に出した方がいい！

制作した本人よりも周囲の人が展覧会に前のめり。
好意のつもりでも、権利の侵害にあたることもあるので注意が必要です。

A
14

まずは本人の意思が大切！
勝手に進めずに相談を。

.....

著作者には「公表権」と「展示権」があり、作品を発表するか否かを決めるのは著作者の権利。本人の意思が一番大切です。著作者の意思がわかりづらい場合は、本人の利益を考える人同士（たとえば、著作者の家族やサポートする施設の職員など）での話し合いにより判断するようにしましょう。

.....

Q
コメント

作家に聞くという意識すらなかった時代も



やまなみ工房 施設長
山下完和さん

気分転換の落書きや、信楽の粘土遊びから生まれた工房のアート。最初は作品販売や美術の世界での評価という意識もなく、彼らの創作を伝えたい一心で、お寺の朝市などに飛び込みました。重度知的障害のある作家のなかには、制作には没頭しても、作品に執着はない人も。しかし、2000年に『人権の視点から考える 障害者アートと著作権』（ABLE ART BOOKS）が出版されてからは、権利の帰属について作家と覚書を交わしています。



手のひらで粘土を丸める大原菜穂子さん



大原さんが手がけた「菜穂子地蔵」

障害のある人の表現活動×デジタル技術の可能性

大井卓也

一般財団法人たんぽぽの家／エイブルアート・カンパニー

近年、スマートフォンやタブレットといったデバイスの普及に伴い、誰もが気軽にデジタル画や動画の制作などに取り組めるようになってきました。本稿では、デジタル技術を用いた表現を行うエイブルアート・カンパニーの登録アーティストを紹介し、そこにどんな可能性があるのか、知財の観点も踏まえつつ考えてみたいと思います。

CASE1: デジタルで広がる表現の可能性

ペンでドローイングを行う作家・Seiyamizuさんは、2020年、NPO法人エイブル・アート・ジャパンと、MHD モエ ヘネシー ディアジオ株式会社が協働で実施する奨学金プログラムを活用してiPadを購入し、デジタル画の創作をはじめました。

普段はモノクロでしか作品を制作しないSeiyamizuさん。その理由は、カラーだと色のパリエーションに悩み、消耗してしまうからでした。しかしiPadでの制作では、簡単に色を塗り直したり、組み合わせを試したりできるため、気軽にカラー作品を生み出せるようになりました。

Seiyamizuさんは、デジタル画の長所は「発信のしやすさ」だと言います。作品制作にはAdobe Frescoという描画ソフトの無料サービスを使用し、同社が提供するAdobe Portfolioの有料サービスを活用してウェブサイトを開設。自身の作品をより多くの人に届けられるようになりました。また、Adobe Portfolioはサイトの閲覧者が画像をコピーできないようセキュリティ設定もでき、自分の表現を

守りながら広めることが可能なのだとか。

さらに、デジタル画のもうひとつの強みとして「デザイン使用のしやすさ」もあるでしょう。アナログ作品のスキャンデータなどに比べて加工がしやすく、絵の具などではなかなか出せないムラの無いベタ塗りの質感は、印刷物では特に引き立ちます。実際に、Seiyamizuさんは三井住友海上あいおい生命が開催した「10周年記念キャラクターコンテスト」にデジタル画で挑戦。作品は最優秀賞を受賞し、グッズなどに展開されています。

NFTにも興味をもち、今後はアナログ、デジタル、それぞれの良さを使い分けつつ、効果的に自身の作品を発信していきたいと語ってくれました。



Seiyamizuさんのポートフォリオサイト
「Seiyamizu's gallery」
<https://seiyamizu.myportfolio.com/work>



CASE 2: 「ICT ART」への挑戦

神奈川県福祉施設studio FLATに所属する宮本憲史朗さんは、色鉛筆や絵の具を塗り重ねた抽象的な作品を手がける作家。宮本さんも2021年に、Seiyamizuさんと同じ奨学金プログラムを活用してiPadを購入、代表・大平暁さんと一緒に「ICT ART」プロジェクトをスタートしました。

まず、宮本さんが手描きで途中まで制作した作品をiPadで撮影。もとの作品は手描きで完成させ、データ化した作品はiPad上でデジタル画へ。ひとつの原画から異なる2作品をつくりました。

そして、先にiPadで撮影したデータは、pixiv Sketchという絵画によるオンラインコミュニケーションアプリにも「#リドローOK」とハッシュタグをつけてアップロード。誰もが自由に絵を上描きし、新しい作品として発表できるようにすることで、オンラインでの共同制作を試みました。

以前より、参加者と絵を上描きし合う共同制作のワークショップを行ってきたstudio FLAT。新型コロナウイルス感染拡大の影響で人が集えない状況のなか、オンラインでその面白さを感じることはできないかと本プロジェクトをはじめたそう。直接会うことが難しい人との共同制作に今後の展開の可能性を感じていました。

大平さんは障害のある人などに向けて絵画の指導をすることもありますが、pixiv Sketchを用いれば、遠方の人との交流も可能に。作品画像に上描きをして説明をすることもできるため、手描きの

原画ではできない新しい指導の仕方を生み出せるのではないかと考えています。

まとめ

2つの事例からは、デジタル特有の加工や複製の容易さから、アーティストが新たな表現の可能性を見出し、また発信や交流の方法を生み出していることがわかります。今後もデジタル技術が広まっていくなか、これまでにないアートの展開が生まれていくのではないのでしょうか。



ICT ARTの報告サイト。プロジェクトの経過を見ることができる
<https://studioflat2016.wixsite.com/studioflat/ictart>



Q 15 自分たちの活動が紹介された新聞記事。
コピーして広報に活用してもOK？



広報に使うだけなら、複製してもいいよね？

新聞記事をコピーして配ったり、SNSに投稿したり。よく目にする光景に
思えますが、使用可能な範囲はどこまでかをご存知ですか？

A 15 新聞記事も著作物！
複製・利用については問い合わせを。

新聞に掲載されている記事、写真、図版などには著作権があり、利用の際は著作者の承諾が必要です。「私的使用のための複製」「引用」「教育を目的とする利用」については、著作権法で定められた範囲で利用OK。記事の投稿や写真の利用については新聞社や通信社に問い合わせると安心です。



事例

ネット上での新聞記事の扱いは？

インターネットで情報を得ることが多くなった昨今。便利になった反面、情報の複製や不正利用が容易になったことも事実です。このような情報利用環境の変化を受け、一般社団法人日本新聞協会は、自由で民主的な社会を維持するための情報発信と信頼性の確保を目的に、新聞記事を利用する際のルールを公開。そこでは、無断転載はもちろん、引用やリンクでも問題が生じる可能性があること、また、どのような場合も、インターネットで他人の著作物を利用する場合は「公衆送信権」が働き、著作権者の承諾が必要であることなどが明文化されています。



一般社団法人日本新聞協会 Web サイト「ネットワーク上の著作権について」

https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/971106_86.html



Q
16

写真家が撮影してくれた記録写真。
素敵なので、SNSで紹介したい！
気をつけるべきことは？



SNSで投稿するときに、気をつけるべきことは？

FacebookやInstagram、TwitterなどSNSで気軽にできる情報発信。
画像を投稿する際のポイントを押さえましょう。

A
16

著作者の使用許可が
大前提です！

写真は撮影した人の著作物。「公表権」「氏名表示権」「同一性保持権」は撮影者に帰属します。また、SNSへの掲載は公衆送信となり、無断公開は「公衆送信権」の侵害にあたることも。身近な人に向けた会報誌でも、不特定多数の人の目に触れれば私的使用外なので、事前に必ず権利者の承諾を。

Q
コメント

広報は大切、だからこそ注意を



Good Job! センター香芝
センター長
森下 静香さん

写真家に依頼して、活動を撮影することがあります。以前、撮ってもらった記録写真が素敵でInstagramにアップしたところ、「正方形に加工せずに掲載してほしい」と連絡が。写真家からは、「掲載は嬉しいけれど、自分も作品として紹介したいので」という言葉をいただきました。そもそも、インターネットでの発信は公衆送信権に関わること。著作者である写真家への確認が必要でした。気軽なSNSだからこそ、気をつけなければと実感しました。



Good Job! センター香芝のInstagramアカウント。
投稿時に画像が自動で正方形にトリミングされるため、
作品を掲載する際は作家への確認が必須

Q
17

職場の様子やアーティストの制作風景、
SNSにアップして広めてもいい？

3

せっかくだから、広めたい！



普段は見られない様子も伝えたいんです！

職場や制作現場の様子をSNSで発信し、広く知ってもらうことも大切。
そのとき、どんなことに注意が必要かを知っておきましょう。

A
17

掲載してもいいかどうかの
確認が必要です。

.....

誰にでも自分の顔や姿を他人に無断で撮影されたり、使用されたりしない権利「肖像権」があるため、意思確認が必要です。個人情報などの写り込みにも注意しましょう。また、顧客からの依頼で制作される著作物もあり、依頼者の許可なく情報を公開できない場合も。まずは関係者への確認をお忘れなく。

.....

事例

福祉施設における肖像権の取り扱い

Good Job!センター香芝では、施設の様子やイベント時の写真・動画を公開する際に、顔写真や名前を使用してもよいかどうかメンバーに許可をとります。また、画像を使用する場面（施設内外での展示、紙媒体への掲載、インターネットでの使用、外部関係者への提供など）によって希望が異なるかも確認。本名の公開を希望しない場合はアーティストネームをつけてもらい、1年ごとに変更の有無を尋ねます。写真に積極的に写りたい人、写る代わりにユニークなお面をつくる人など、肖像権の考え方は一人ひとり異なるため、本人の意思を確認しています。

肖像権について

個人の人格や財産を守るために、判例上認められている権利として「肖像権」があります。著作権のように法律で細かく保護・罰則規定が明文化されているわけではありませんが、他人に自分自身の肖像（顔や姿形）を承諾なく、また正当な理由なく、写真や絵画などに写し取られたり、公表・使用されたりしない権利が守られています。

Q 18 展覧会場内撮影OKにしたい。
気をつけることってありますか？

3

せっかくだから、広めたい！



いろんな人にシェアしてもらいたいけど……。

展覧会に足を運べる人はひと握り。多くの人に作品を見てもらうには、SNSなどで発信してもらうのが得策ですが、気をつけたいポイントも。

A 18 出展作家・作品ごとに、
許諾が必要です！

近年、写真撮影やSNSでの発信OKという展覧会も増えてきました。広報には有効な手段ですが、複数の作家が出展している場合は、一人ひとりに撮影およびインターネットでの発信の許諾をとる必要があります。作品によっては来場者の体験に価値をおくものもあるため、内容の理解が肝心です。

Q
解説

会場でのわかりやすいアナウンス

写真撮影やSNSでの発信がOKか否かは、同じ作家の作品でも異なることがあります。また、展覧会には幅広い世代や国籍の人が訪れるため、会場内外でのわかりやすいアナウンスを心がけましょう。特に、動画撮影の可否やフラッシュの有無といった許諾範囲を明確に示すことが大切です。こうしたサインは、インターネット上でもフリー素材がたくさん配信されているので、状況に合わせて活用することもできます。会場や作品の性質に沿ってカスタマイズすれば、より意図の伝わる適切なサインとなるでしょう。



掲示例（森美術館）

Q
19

展覧会のチラシを制作中です。
利用者の作品を使いたいのですが、
本人に掲載許可は必要ですか？



小さな画像だから使っても大丈夫だね……。

展覧会などの広報では、たくさんの作品画像を扱うことも。
ここでは、使用する際のルールやマナーを確認しましょう。

A
19

作品画像を使用するときは、
作者と所有者に確認が必要です！

特別な契約を結ばない限り作品の著作権は作者に帰属するため、掲載サイズの大小にかかわらず無断使用は禁物です。特に、トリミングなど画像に改変を加える場合は、作者との間で入念に確認作業を行いましょう。「個人蔵」「〇〇美術館蔵」など、作品の所有者の情報を掲載することもあります。

Q
解説

作品の所有者の権利

美術作品に関しては、作品の所有者にも作品を展示する権利が与えられるなど、例外的に著作権が制限されるケースがあります。

著作権の制限：美術作品の所有者ができること

美術作品の所有者は、著作者の許諾なく、必要と認められる限度において次のようなことができます（著作権法第45条、第47条）。

- ・所有作品を展示すること（ただし、屋外に恒常的に設置する場合を除く）
- ・オークションなどにかけるために著作物の写真を撮り（複製）、Webサイト上にアップロード（公衆送信）すること
- ・展示の際、鑑賞者のために、パンフレットやWebサイト上に展示著作物の画像を添えて解説や紹介をすること

Q 20 新商品の商品名を考えた。
これって、そのまま使えるの？



「商標」ってよく聞くけれど……。

商品名の横にある小さな「®」マーク。この意味を知っていますか？
商品名に関わる権利と、トラブルを未然に防ぐ方法を学びましょう。

A 20 既存の「商標」と同じ商品名は
使用することができません。

商品名に関わる権利として「商標権」があります。これはブランドを守る権利で、社名や商品名、ロゴマークなど、独自の商品やサービスを区別するための「商標」を保護。特許庁に登録申請を行い、審査を経て認められる権利で、登録後は®マークにより登録商標を証明できます。

事例

J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）を活用しましょう

知的財産権のうち、商標権、特許権、実用新案権、意匠権の4つは「産業財産権」といい、特許庁が所管しています。また、特許庁ではこれらの知財にまつわる工業所有権公報をデータベース化し、「J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）」としてインターネットで無料公開。Webサイト内のキーワード検索を利用すれば、既存の製品やサービスの権利者、出願人、権利化の有無などの詳細を知ることができます。新たな商品やサービスを展開する際は、J-PlatPatで事前に情報をチェックするといいでしょ。

こんなときに活用できます

- ・すでに公開されている製品や製法を知り、差別化を図りたい
- ・類似する商品名やサービス名との競合を避けたい
- ・権利者に許諾確認をとりたい

J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp>



もっと知る

事例紹介：福祉の現場における商標登録

CASE 1 ブランディング

権利を考えることは、
強みを考えること

私たちの「ねこの約束®」は、招き猫をかたどったマドレーヌからはじまったブランドです。「幸せをお届けする約束」をコンセプトに外部のデザイナーと商品開発やロゴを制作。弁理士に相談して、商標と実用新案の登録を行いました。登録にあたって、何が強みや良さになるかを見直し、守るべきものは何かを考えたことは大事な経験に。外部からの信頼を得ることやステータスにもつながっていると思います。



社会福祉法人いびき福祉会
事業部長
森洋三さん



「ねこの約束®」は法人全体の商品のブランド名に展開。雑誌で紹介されるなど、商品もコンセプトも広がりを見せる

CASE 2 仕組みづくり

地域のための仕組みに
名前を与える

たんぽぽの家では、障害のある人の作品をカフェ・町家・社寺などに展示し、まちなかで日常的にアートを楽しむ「プライベート美術館®」という仕組みをつくり出しました。公募作品を一堂に集めた「お見合い展示」の場で、まちの人たちが自分の感性で選んだ作品をそれぞれの場所で展示します。この「プライベート美術館®」は商標登録をしており、これからも奈良の地で続けていきたいと考えています。



一般財団法人たんぽぽの家 スタッフ
たけうちしんいちさん



「プライベート美術館®」のまち歩きマップの表紙

基礎知識：ものづくりに関わる知的財産権

目的	権利	内容	保護対象	保護期間	登録方法	所轄官庁
知的創造物 についての 権利	著作権	形のないアイデア、思想や感情を表さない工業製品などは著作物に該当しません。他者の著作物を無断で使用・複製すると、著作権侵害となります。利用の差し止めや損害賠償請求を受ける可能性があるほか、刑事罰の対象にも。	思想・感情を文学や学術、美術、音楽などにより創作的に表現した著作物	著作者の死後70年（匿名・法人的場合は公表後70年）	出願不要 審査なし	文化庁
	特許権	特許発明には「物」「方法」「物の生産方法」の3つがあり、特許権はこれらを保護。出願の際は、書類で技術内容や図面を説明する方式審査、特許要件を満たしているかを判断する実体審査などが必要です。登録後は、第三者が無断利用できなくなります。	発明と呼ばれる高度な技術的アイデア	出願から20年（医薬品などでは最長25年）	出願必要 審査あり	特許庁
	実用 新案権	物の形状や構造、組み合わせに関わる技術的アイデアを保護。特許とは異なり、出願後は無審査で権利を取得することができるため、日用品の構造の工夫などに採用されています。また、第三者が無断利用している場合は、書面で警告する必要があります。	発明ほど高度でない技術的アイデア	出願から10年	出願必要 審査なし （方式審査のみ）	特許庁
	意匠権	特有の姿形をもつ物のデザイン＝意匠は、販売促進などに関わる大切な要素。意匠を使用する範囲内は保護対象となります。著作権が思想や感情を表現した創作物を対象としますが、意匠権は工業的に用いられるプロダクトデザインが対象となります。	物の形状、画像、模様などの斬新なデザイン	出願から25年	出願必要 審査あり	特許庁
信用の維持 営業上の標 識についての 権利	商標権	商標とは、文字や図形、記号だけでなく形状や音などを指します。単一の商品・サービスに限らず、商標を使用する範囲内は保護の対象に。商標権では、類似商品・サービスから保護するだけでなく、権利者の信頼性を高めるブランディング効果も。	商品やサービスを区別するためのマークなど	登録から10年（更新制度あり）	出願必要 審査あり	特許庁

参考：特許庁 Web サイト「知的財産権について」<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/seidogaiyo/chizai02.html>
日本弁理士会 Web サイト「知的財産権とは」<https://www.jpaa.or.jp/intellectual-property>

Q 21 オンラインで商品を販売したい！
何からはじめたらいいのかな？



興味はあるけどちょっと不安……。

オンラインショップを立ち上げる前は、手続きの手間やトラブルへの不安があるものですよね。ここでは実際の事例をもとに解説していきます。

A 21 手軽にはじめられる
オンラインサービスも増えています。

……
昨今、どんどん需要が高まるオンラインショップ。でも、自分でEC*サイトを立ち上げるには、初期費用の用意や販売経路の整理など、さまざまな労力がかかります。最近では、個人でも気軽にオリジナル製品を販売できる登録制のECサイトも増えているので、まずはそうしたサービスを活用するのもおすすめです。

……
* EC (electronic commerce) = 電子商取引。インターネット上で物品やサービスを売買できる仕組みで、Web サイト上に構築することで、オンラインショップなどを運営できる

Q
コメント

手軽なオンラインサービスを活用！



Good Job! センター香芝
スタッフ
小林大祐さん

Good Job! センター香芝では店頭販売と並行して、オンラインストア「GOOD JOB STORE」も運営しています。これにより、施設内でつくられたオリジナルグッズや、国内外の障害のある人が関わった魅力的な製品を、より多くの人に届けることができるようになりました。GOOD JOB STOREでは、専門的な知識がなくても手軽に、かつ比較的低価格で立ち上げることができるEC サービスを導入しています。



GOOD JOB STORE のWebサイト

もっと知る

事例紹介：既存のサービスを利用した ECサイトの開設と運用 ——「GOOD JOB STORE」の場合

ECサイトを開設するにはさまざまな方法がありますが、GOOD JOB STOREでは、既存のECサービスのひとつであるShopifyを活用しました。ECサービスとは、インターネットのアプリケーションを通じて、電子商取引のプラットフォーム（ECサイト）を開設・運用することができるものです。

ここが便利！

専門的な知識がなくても手軽にECサイトを立ち上げられるほか、サービスが提供するさまざまな機能を低価格で使えるメリットも。クレジットカード決済や電子決済が標準搭載されている場合が多く、商品管理、注文管理、売上管理をアプリケーション内で一貫して行えるのも魅力です。また、最近はSNSのショッピング機能に連携したサービスも増え、ECサイトに商品を登録すると同時にSNSで商品の広報ができるなど、波及効果も狙いやすくなっています。

ここに注意！

商品の情報、売上数、在庫状況の正確な記録を怠ってしまうと、在庫がないのに販売してしまったり、画像と実物の色合いが違ってキャンセルになったり、トラブルにつながることも……。また、ECサービスやSNSでは、個別に設けられたコマースポリシーなどの規約上、「人物名が入っている」「既存のブランド名と一致する」などの理由から著作権侵害にあたりと自動識別され、商品登録が却下されることもあります。こうした場合は、その都度異議申し立てが必要です。

スムーズな運用とファンをつくる工夫

Good Job! センター香芝では、商品撮影や紹介文などの情報手配、システムへの登録、決済後の発送作業、各種の問い合わせ対応を、メンバーとスタッフが分担。また、相手の見えないオンラインショッピングだからこそ、ラッピングや梱包材に手描きのイラストを採用したり、お礼のメッセージカードを添えたりと、届け手の個性や温度感を伝え、購入者に楽しんでもらえる工夫も心がけています。



GOOD JOB STORE 運用の流れ

1 インターネット上にECサイトを開設

- ・Shopifyの契約手続き

2 商品の手配と情報登録

- ・商品の手配と管理（リサーチ、仕入、検品）
- ・登録情報の手配（商品撮影、価格、商品紹介文の作成）
- ・ECサイトへの情報登録（商品コード、仕入先、商品名、価格）

3 商品の販売と決済

- ・入金確認
- ・納品書の作成
- ・梱包
- ・発送

そのほかの業務

- ・問い合わせ対応（各種変更、在庫がない場合や発送方法を変えるときなど）
- ・ギフトラッピング、お礼のメッセージ、封筒とダンボールへのイラスト描画
- ・返品交換対応
- ・広報（Facebook、Instagram、メルニュース）
- ・在庫管理、棚卸（月1回）

GOODJOBSTORE

<https://goodjobstore.jp>



Q
22

かたちが素敵な洋服。生地を変えて、私のオリジナルとして販売していい？



ファッションってどこまで自由なの？

洋服は暮らしに欠かせない実用品？ それとも代替の利かないアート？
ファッションにおける権利について考えていきましょう。

A
22

意匠権で守られている洋服なら、販売するのはNGです。

.....

プロダクトデザインの意匠を保護する「意匠権」の対象として、出願・登録されているケースもあるので、デザイナーや製造者が権利者になっているかを調べましょう。なお、実用品であるファッションは、著作権で守るのが難しい分野。まずは、もとのデザインに敬意を払った行動・判断が大切です。

.....

※意匠権などの登録情報が確認できる「J-PlatPat」を参照 <https://www.j-platpat.inpit.go.jp>



事例

オリジナルの型紙は著作権の対象に

シーズンごとに目まぐるしく流行が変わるファッションの分野では、デザインを意匠権で保護してもすぐに古くなってしまうことから、積極的な権利の取得が少ない傾向にあります。でも、実は衣服の型紙は著作権の保護対象。福岡県八女市の地域文化商社「うなぎの寝床」の代表商品である久留米絨を用いたオリジナルのもんぺは、型紙も製品として販売しています。家庭に眠る久留米絨の生地を活用してもらいたいと生まれたアイデアですが、ファッションの権利という視点でも興味深い取り組みです。ただし、無断で商用利用はできませんのでご注意ください！



うなぎの寝床がつくる、現代的にデザインされたもんぺ



実際に販売されている「もんぺ型紙」

Q
23

地元に残る郷土玩具をモチーフに、
新しいグッズをつかって販売したい。
どこに相談したらいいのかな？



郷土玩具にも著作権があるの？

古くから伝わる郷土玩具など伝統的なデザインは、著作権がわからないことも多々あります。無断で複製・販売することは問題ないのでしょうか。

A
23

著作権がわからなくても、
商標権などで保護されている
ケースがあります。

.....

伝承的につくられてきたものには著作権がない場合もありますが、名称やマークは商標登録されていることも。まずは、地域振興として郷土玩具を普及している団体や商工会、自治体などに問い合わせましょう。法的な問題はなくても、地域の共有財産であるという意識で活用することが大切です。

.....

Q
コメント

人や地域への配慮も大切に



株式会社中川政七商店
商品三課 課長
渡瀬 聡志さん

一般名詞や伝統的なモチーフでも、商標登録されている場合が。郷土玩具や民芸品を扱う際は、法的な面だけでなく、人や地域に対する道徳的・倫理的な配慮を商品開発のガイドラインに盛り込むことが望ましいのではないのでしょうか。海洋堂株式会社と開発した「日本全国まめ郷土玩具蒐集」も、郷土玩具の魅力を伝えたいという想いからはじまった企画。地域のつくり手とコミュニケーションを取りながら制作し、喜んでいただけた事例です。



「日本全国まめ郷土玩具蒐集」メインビジュアル



「日本全国まめ郷土玩具蒐集」より
富山県「木挽人形」

Q 24 iPadで描いたデジタル画。
売ってみたいけど、どうすればいい？



デジタルデータの販売方法は？

スマホやPCの普及により、誰でもデジタルで作品が作れる時代に。
こうしたデータ上のアート作品の販売について考えていきましょう。

A 24 いろいろな販売方法が
生まれてきています。

SNSなどを活用した個人での販売経路のほか、イラストや写真を販売できるフォトストックサービスに登録する方法も。また、近年ではNFTというブロックチェーン技術を活用してデータそのものに価値を生み出す仕組みも開発され、デジタル作品を売買する新たなマーケットも生まれています。



事例

8歳の世界的デジタルアーティスト！

小学3年生のアーティスト、Zombie Zoo Keeperさんは、2021年の夏休みの自由研究としてiPadで描いたドット絵によるNFTアートに挑戦。そのユニークで可愛い作品が世界中から注目を浴び、今では1作100万円を超える価格で売買されることもあるそうです。デジタル技術の発展により、年齢や国籍、キャリアを問わず、誰もがアーティストとして表現を広めていける時代になりました。デジタルデータの権利の扱いはまだ発展途上にあり、仕組みやサービス、考え方も急速に変化を遂げているため、今後も意識的にアンテナを張っておきたい分野です。



Zombie Zoo Keeperさん（左）と母の草野絵美さん（右）



オンラインNFTマーケットプレイス「OpenSea」にも出品。コレクションページには、数々の作品が並ぶ

Q
25

映像作品を販売するときに、
気をつけるべきことはありますか？



たくさんの人が関わっているんですね……。

演劇・ダンス・音楽公演の記録映像や映画など、多くの人が関わる映像コンテンツ。販売するときに気をつけたいポイントを確認しましょう。

A
25

監督や製作委員会だけでなく、
関わった人それぞれの権利に配慮。

映像作品では、監督や演出などを担当し制作全体の創作に寄与した人、また、作品に発意と責任をもつ製作者（製作委員会など）に著作権が帰属します。ただし、関わる人が多岐にわたるため、それぞれに異なる権利を有することも。公開方法などについて、事前にそれぞれの承諾を得ておきましょう。



演劇作品の映像を有料配信

たんぼの家アートセンターHANAの演劇プログラムから誕生した『僕がうまれた日』。障害のあるメンバーが経験した出来事と、かつて創作をともにし、数年前に突然この世を去った仲間の人生を重ね合わせた物語を、メンバーやスタッフが演じました。公演は、アクセシビリティに特化したオンライン劇場「THEATRE for ALL」でも配信。公開にあたっては、関わった一人ひとりに承諾を得ました。また、有料での公衆送信になるため、BGMもオリジナル楽曲を演奏・録音したものを使用しています。公開を前提に制作する場合は、事前にこうした工夫が必要です。



「THEATRE for ALL」で公開中の『僕がうまれた日』（2020）劇中写真

写真：仲川あい

Q 26 1年間の契約で、貸出中の絵画作品。
デジタルデータを商品化してもいい？



ずっと貸出中の作品、グッズにしたいなあ……。

展覧会に出品したり、企業のオフィスにリースしたりすることもあるアート作品。
貸出期間中に、利用してもいいかどうか悩むことはありませんか？

A 26 商品化NGなどの契約を
交わしていなければ大丈夫。

貸出中の作品も、著作権は著作権者に帰属したまま。だから、「レンタル期間中は商品化をしない」といった契約を結んでいないのであれば、商品化をしても問題ありません。ただし、法律的には問題が無いとはいえ、無用なトラブルを避けるためにも、相手にひとこと相談するのが得策でしょう。

事例

アートのレンタルサービス！

たんぼの家アートセンターHANAでは、企業のオフィスや公共施設などへの作品貸出を「アートレンタル」として事業化しています。作品のサイズによって大まかに料金設定をしているほか、展示作業発生時の請負額、貸出期間の権利の所在についても明らかにし、作家もクライアントも安心できる仕組みを整えています。貸出にあたっては、展示環境をはじめ、希望する期間、作品の雰囲気などをヒアリング。丁寧なコミュニケーションを通して、大切な作品を守りながらも、多くの人によりよくアートに触れる体験が提供できるような工夫が行われています。



たんぼの家アートセンターHANAから貸し出された作品がかかるオフィスでの1枚

デジタルアセットは著作権の夢を見るか

永井幸輔

弁護士／クリエイティブ・コモンズ・ジャパン理事／Arts and Law

1 はじめに

デジタルアセットにとって、2021年は2つの意味で重要だった。ひとつはVR—Facebookが「Meta」と社名変更し、VRを含むメタバースへのシフトを表明した。もうひとつはNFT—デジタルアーティスト・BeepleのNFT作品が約6,935万ドル(約75億円)で落札された。どちらも社会的なニュースとなり、参入企業や利用者の増加が見込まれる。

VR×NFTが実現するのは、映画『レディ・プレイヤー1』の世界である。登場人物たちは仮想現実空間に操作可能な「アバター」をもち、現実とは別人格として生活する。デジタルアセットは現実同様の貴重な財産であり、レアアイテムの争奪戦が繰り広げられる。そんな世界で著作権はどう扱われるだろうか。

2 VRと著作権

VRヘッドセットが一斉に発売された2016年以来、VRの利用は拡大が続けている。たとえば、VRアプリケーション「VRchat」では、仮想現実空間でアバターを介し、個人間でコミュニケーションされている。

VRと著作権の関係は、①コンピュータグラフィックス(CG)で構築する場合と、②現実の

空間を3Dスキャンしてデジタル空間で再現する場合(デジタルツイン)で異なる。

①CGの場合

制作されるグラフィックは創作物であり、著作権の保護対象となりうる。アバターなどのキャラクタービジュアルや美術的なモニュメントなど鑑賞用オブジェクトは、著作物となりやすい。

他方で、アバターの衣服や建築物など実用品のオブジェクトは、物理的な実用品と同様に「応用美術」として著作物となりにくい可能性がある。ただ、現実と異なりVRでは人物の形状や動作、物理法則も自由に設定可能で、また単に空間装飾が目的で実用品として利用できない場合もあり、実用品／応用美術の範囲は明確ではない。今後の課題である。

②デジタルツインの場合

現実の風景をそのまま再現する場合は、創作的な表現といい難く、著作物となりにくい。他方で、デジタルツインでは現実に存在する著作物もコピーされる場合があり、著作権侵害に留意が必要である。この点は、写真撮影などで他人の著作物が写り込んだ際に一定の場合に適法となる規定(著作権法第30条の2)の活用が期待される。



VRアプリ「cluster」で閲覧できる「バーチャル渋谷」上の渋谷スクランブル交差点
撮影：永井幸輔

3 NFTと著作権

NFTとは、Non-fungible Token—代替可能性のないトークンである。通常、一つひとつのデータには個性がない。NFTではブロックチェーンを利用してデータに固有性を与えることが可能で、データにも市場価値が付き、売買可能な資産として認識されている。

NFT売買は、①所有権、②著作権の両面で法的検討が必要である。

①所有権

まず、NFT売買の対象は所有権ではない。所有権は物理的な物のみに認められ、データは対象とならない。そこで、NFTは「契約上創設される所有権」と考えられる。ただ、契約の効力は契約当事者以外の第三者には主張できないため、法的安定性に欠ける。将来的には法律上で「デジタル所有権」を認める必要もあるだろう。

②著作権

著作権もまた、通常NFT売買の対象では

ない。著作権は著作物をコピーや商品化する権利であり、NFTを売買しても著作権者に残るため、購入者が無断で商品化して販売すると著作権侵害となる。

なお、売買時の契約で、著作権の譲渡やライセンスを付加的に行うことは可能である。たとえば、NFTプロジェクト「CLONE X」では、購入者は一定の条件下で、100万ドルを上限にNFTを商品化して販売できる。契約の設計によりさまざまな付加価値をもったデジタルアセットが今後生まれるだろう。

4 おわりに

メタバースの構築のためには、エンジニアリングとともに、法的な設計も重要なインフラとなるだろう。クリエイターとエンジニアとリーガルとの共創があったに違いないことを、『レディ・プレイヤー1』を観ながら想像する。

永井幸輔(ながい・こうすけ)

弁護士。クリエイティブ・コモンズ・ジャパン理事。Arts and Law所属。美術・ファッション・出版・音楽などのクリエイティブとインターネットの交錯する領域を中心に法務アドバイスを提供。2018年からLINEにて暗号資産／ブロックチェーンの事業企画を担当。2021年からメルカリにて、NFTの新規事業開発を担当。

Q 27 作品の値段って、
どうやってつけているの？



価値を定める基準がわからない！

作品を高い・安いと感ずるのは人それぞれ。とはいえ、自由に価格を決めているのでしょうか？ いろいろな価格のつけ方を学びましょう。

A 27 いろいろな観点から、
無理のない価格を設定しましょう。

作品価格は作家のキャリアや素材、技法、サイズなど、多様な観点から決めるもの。画材代や制作にかかった時間なども考慮したいところです。根拠のない価格設定は作品の価値を傷つけてしまうこともあるので、販売により作品の認知が広がることと、相応しい対価のバランスを見極めましょう。

Q 解説

福祉の現場での価格設定

作品の価格を決める際は、アートマーケットの価格帯を参考にすることもひとつの方法。本人のほか、マーケットに詳しい外部のアーティストやギャラリストなど、複数の視点を入れて客観的に検証すると、より適切な価格が見えてきます。

たんぽぽの家アートセンター HANA の考え方

$A + B + C = \text{作品の販売価格}$

A

基本的な基準

[作者や作品に限らず設定ができる]

- ・ 素材、原材料にかかる費用
- ・ サイズ（大きいほど高価になるが、大きすぎると売りにくい）
- ・ 制作期間（数十秒から数年までさまざま）
- ・ これまでの作品点数（多作か寡作か、連作か単作か）

B

作者や作品固有の価値

[作者や作品によって上乘せる]

- ・ 作者の実績や経歴（展覧会の出展歴やその他の販売実績など）
- ・ 美術業界の動向や作品のニーズ（作者や作品ごとの人気の度合い）

C

販売するにあたり
想定される手数料

(30～50%が一般的)

Aを基準に、Bの金額を上乘せ。販売代行・委託などを行う場合はCの手数料も換算して価格を決定しています。

事例紹介：福祉の現場での価格のつけ方

CASE 1

販売する意義を大切にした 低価格でスタート

工房集の作品販売は、地域の方や学生たちにも手にしてほしいとの想いから、アートマーケットに準拠することなく、より買い求めやすい価格からスタートしました。価格決定では、画用紙四ツ切りサイズで1万円を基本に、画材や制作日数、作家自身の作品に対する思い入れ、クオリティや希少価値なども考慮します。専門家のアドバイスを取り入れながら、作品を売ることの意義を作者と共有していくことを大切にしています。



工房集
管理者
宮本恵美さん



工房集のギャラリー。定期的に作品展を開催し、作品やグッズの販売につなげている

CASE 2

一律価格に加えて、 市場特性を考慮する

PICFAでは、同じ施設で活動する方の作品を一律価格にしています。絵画はサイズに応じた価格帯があり、為替レートが変動する海外での販売、手数料がかかるオークションへの出品など、市場特性に合わせて都度算出。また、商品パッケージなどへの作品利用の場合は最低価格を設定しており、内容を協議した上で判断します。100万円超の企業ロゴから、近所の方の名刺作成まで、幅広い依頼をいただいています。



医療法人清明会 障害福祉
サービス事業所 PICFA（ピクファ）
施設長
原田啓之さん



PICFAで手がけた壁画作品

CASE 3

販売することの 意義を作家と共有

開設当初はポストカードサイズのイラストを額装代込み2,000円ほどで販売していましたが、後にオリジナル作品の価格設定ではないと気づき、現在は原画5,000円〜に設定。アートマーケットの新人作家の価格を参考にしつつ、アーティストとして活動するスタッフと相談して、作品ごとに価格を決定しています。また、知り合いの画廊オーナーに作家ごとの価格の適正や、値上げのタイミングについて話を伺うことも。



京都市ふしみ学園
アトリエやっほー!!
支援員
中島慎也さん



アトリエやっほー!!の制作風景

CASE 4

まずは知っていただくために 事案ごとに価格を設定

海外の著名なコレクションや国内外の美術館、学術機関への收藏など、やまなみ工房の作品販売先は多岐にわたります。そのため、事案ごとに価格が変動するのが実際のところ。また、出展料や作品使用料に最低価格を設定していないのは、まずは知っていただくことも大事だと考えているからです。最近、展覧会への出品数にばらつきがある場合、出展した作家たちの対価をどう配分するかに頭を悩ませています。



やまなみ工房
施設長
山下完和さん



南砺市立福光美術館企画展「アートって何なん？
ーやまなみ工房からの返信ー」展示風景

Q 28 作品の売上は、すべて作家のもの？ 施設との分配はどう考えたらいい？



売れたのは嬉しい！ でも売上でもめたくない！

環境や機会を準備したのは施設だけど、表現したのは障害のある人本人。
みんなが納得できる収入の分配方法ってあるのかな？

A 28 作家と周囲の人が 幸せになるよう考えましょう。

福祉施設などでは、利用する人の仕事や生活をサポートする観点から、団体ごとにさまざまな考え方があります。正解はなく、その団体の理念や状況によって収入をどう扱うかが決められています。中心には作者がいるということを忘れないように、議論や決定を進めていくことが大切です。

Q コメント

みんなに分配できる給与の仕組み



たんぽぽの家
アートセンター HANA
スタッフ

金澤優希さん

商品製造や作品制作など、さまざまな仕事があるたんぽぽの家。そこで、内容にかかわらず、一定の給与と個々の表現の対価が両立できるよう、基本給と時給のほか、メンバーが表現活動で得た金額に応じて手当を付与しています。作品販売料や出演料などは施設が受け取り、規定をもとに手当を個人へ計上。作品手当は作品の販売やレンタル、制作手当は二次利用に付随する著作権利用料と定めるなど、細かく設定しています。

たんぽぽの家メンバーの給与規定

たんぽぽの家メンバー（利用者）に
支払われる給料

基本給＋時給＋諸手当

基本給と時給単価は、
利用年数によって変わります。

おもな手当

下記の項目のうち、販売収入、レンタル価格、受託料などから、あらかじめ施設と利用者双方で合意をしている割合を手当としています。

- ・公演（語り・パフォーマンス）や講演手当→公演、講演料の8割
- ・作品手当（絵画・陶芸・書・手織り・ミクストメディア）→販売額の3割
- ・制作手当（同上）

* デザイン使用／アートレンタル／出展料／商品売上／個人受注→各項目ごとに割合を定める

もっと知る

事例紹介①：収入のいろいろな活用方法

CASE 1

作品の販売収入を
アーティスト本人の利益に

作品の販売収入は、制作したアーティスト本人に還元しています。ただ、売上に至るまでには作品の額装費・輸送費・保険料など諸経費がかかるため、それらを販売額から差し引いた金額をアーティストにお渡ししています。国内か海外か、仲介者がいるのかいないのかなど、かかる費用は状況によって異なりますが、アーティストの利益をきちんと確保できるように作品の価格設定を行うようにしています。



アトリエ インコーブ
スタッフ
林智樹さん



2021年に開催された「アートフェア東京」。
個展形式での展示風景

CASE 2

そこに居ることまでも含む
すべての表現に等しく分配を

カブカブでは、喫茶営業や製菓などと同様に、アートも仕事の選択肢のひとつ。作品につながるものに限らず、広義のアートとも言えるあらゆる表現に、誰もが日々存分に取り組めるよう心がけています。そこに居るということも含め、カブカブという場をつくる表現には一律の工賃を支払い、売上により賞与も支給（昨年は4ヵ月分）。また、作品価格の最低ラインは、制作時間と工賃を鑑みて決めています。



生活介護事業所カブカブ
所長
鈴木励滋さん



商店街の真ん中で行っている活動
「カブカブラジオ」

事例紹介②：福祉施設で作品や商品を
販売した場合の収支

多くの福祉施設では、「施設全体の運営に関わる会計」と「障害のある利用者（作家、メンバーなど）の仕事の給料（工賃）の会計」は分けられています。作品をつくり販売することで収入が発生するのであれば、作家・施設間で分配するというよりも、障害のある利用者の仕事の収支のなかで配分が決まると考えることができます（ただし、障害福祉サービスの種類によっては異なることも）。その上で、著作物を販売、または利用する場合の例を見てみましょう。

作品を5万円で販売する場合

収入

- ・作品の売上
5万円

支出

- ・作家個人の受け取り
1万5,000円（販売額の3割）
- ・利用者全体の時給など（作家も受け取る）
5,000円
- ・画材や額装費、輸送費、旅費交通費、
広報費などの経費
1万円
- ・ギャラリーなどの販売委託手数料
2万円（直販の場合は発生しない）

作品を二次利用したオリジナル商品で
100万円を売り上げる場合

収入

- ・商品の売上
100万円

支出

- ・作家個人が受け取る作品の著作権使用料*
5万円
- ・利用者全体の時給など（作家も受け取る）
30万円
- ・材料費、輸送費、パッケージ代や加工の委託料、
ロゴマークのデザイン料、広報費などの経費
35万円
- ・小売店舗などの販売委託手数料
30万円

* 著作権使用料は、開発時に一括で支払う場合や、
製造や販売のたびに数に応じて支払う場合もあります

柔軟なルールづくり

- ・給料の規定も経費の考え方も、それぞれの施設の実情に応じて、また目指していきたい仕事や関係のあり方を踏まえて、柔軟につくっていくことが望ましいでしょう。
- ・売上をアトリエの環境整備や、利用者の楽しみ・学びの機会の創出にあてることも運用方法のひとつです。
- ・委託業務など規模の大きな仕事で収入が見込める場合には、責任をもって遂行できるようサポートスタッフを配置し、必要な経費を計上しましょう。

Q
29

在籍している作家のイラストを
マグカップに転写して商品化しました。
そのときの対価はどう考える？



グッズにそのまま転写したいのですが……。

デザインとして利用された作品にはどんな対価を支払うべき？
ここでは、作品データを転用する際の対価について解説します。

A
29

契約内容によって、
対価の計算方法が違います。

作品データを転用する場合は、著作権の一部もしくは全部を譲渡する契約や、著作権は譲渡せずに一定の範囲で利用を許可するライセンス契約を結びます。その際、契約内容に応じて作者に著作権使用料を支払いましょう。福祉施設に所属する作家の場合は、時給や報奨金として対価が支払われるケースも。

Q
コメント

事業所内コンテストで作品利用の報奨を！



NPO 法人 Lanka
代表
大山真司さん

Lanka では、フィンランド語で「ありがとう」を意味する「kiitos」というチョコレートを製造・販売しています。ベトナム、ペルー、ガーナ産の厳選したカカオ豆から一枚一枚丁寧に製造し、パッケージには、施設内のコンテストで選定された作品を採用（賞金1万円）。毎年つくるカレンダーの掲載作品もコンテストで選ぶのですが、いつも盛り上がります。こうした利用対価を支払うプロセスも、楽しく工夫できそうだなと思案しているところです。



所属作家の作品が印刷されたkiitosのパッケージ



チョコレートの製造風景

Q
30

作品を販売するには、
どんな方法がありますか？

5

知っておきたい、
お金の話！



ギャラリーとかアートフェアとかよく聞けど……。

作品を発表することはできても、販売方法がわからない？
さまざまな事例から自分に合った方法を見つけて、まずは挑戦してみましょう！

A
30

自分で展覧会を開く方法もあれば、
作品を預けて販売してもらう方法も。

販売方法は大きく2つ。ひとつは自分で発表し、販売の機会をつくること、もうひとつは販売を委託することです。近年は、SNSの普及により、自分で作品を発信し、販売の機会をつくる人も増えてきました。ギャラリーやほかの人が、どのように販売に結びつけているかを知ることからはじめましょう。

Q
解説

自分に合った販売の方法を知り、実践を

ギャラリーなどで
展覧会を開催する

自分で貸しギャラリーをレンタルして展覧会を開催する方法があります。ギャラリーに限らず、カフェなどの人が集う場所を借りて展示する方法も。場所により客層が異なるので、届けたい人をイメージして会場を選びましょう。

企業や自治体も
作品のコレクターに

企業や自治体が、オフィスや公共空間に展示するための作品を購入するケースも。普段からさまざまな場所で自分の活動を発信しましょう。必要なときにすぐに過去作品を見てもらえるようにポートフォリオの準備を忘れずに。

コマーシャルギャラリーで
扱ってもらう

展覧会やSNSなどで作品を発表していると、ギャラリストやアートディーラーから声がかかることも。この場合、販売を委託することになりますが、一時的な展示の場合と所属作家になる場合があるので、契約を確認しましょう。

アートフェアに出展する

作品を売買するための見本市となるアートフェア。国内外でさまざまなジャンルのアートフェアが開催されており、おもにギャラリーが出展します。そのため、出展するには、ギャラリーの取扱作家になることが第一歩です。

事例紹介：さまざまな作品販売のかたち

CASE 1

ギャラリーとのお付き合いは 信頼関係の構築から

作品販売には、ギャラリーで取り扱ってもらうことが有効です。ギャラリーで展覧会を企画してもらうことは簡単ではありませんが、日頃から展覧会を観に行き、オーナーに自分の活動を説明することで信頼関係を築き、その上で自ら企画を持ち込むことも。ギャラリーが違えば、お客さまの傾向も変わります。作風とギャラリーがミスマッチだと販売にはつながらないので、まずは自分で情報収集することが近道です。



障がい者生活介護事業所アトリエ
イブハウス・美術教室ライブハウス
代表／現代美術作家
大澤辰男さん



ライブハウスグループ展「イメージのはじまり
vol.3」(Gallery H.O.T, 2020年)の様子

写真提供：ライブハウス

CASE 2

パッケージングの工夫で 捨てられる物に価値を生む

美術家の山田毅さんと立ち上げた「副産物産店」は、作品を制作する際に出る廃材を収集して売買する活動。「アート副産物」それ自体を商品として売ることは難しいですが、コラージュ的に詰め合わせてパッケージすることで、単体では売れない物も販売できるように。また、活動を展覧会で発表し、プロジェクトの本質を伝えることができたときには、1点1万円の値がついたことも。まだまだ工夫できそうです。



kumagasaki代表／副産物産店
共同代表／美術家
矢津吉隆さん



左：アートの副産物を詰め合わせたパッケージ
右：持続可能なかたちを模索し、人件費を抑えた
自動販売機も導入。株式会社TANKとの共
同プロジェクト

CASE 3

グッズ販売や講演会など 偏りなくマネジメント

作家で知的障害のある私の弟・太田宏介のマネジメントを行う絵付け問屋「kousuke」は、障害にかかわらず、いい作品だから世の中に広めたいという意識で創業しました。現在は、作品の販売とレンタルが売上の多くを占めるほか、グッズ展開や講演なども、事業継続のためにバランスよく実施。作品の二次利用にもPR効果があるため、使用料は信頼を崩さない範囲に抑え、関係が長続きするよう努めています。



ギャラリー宏介株式会社
代表取締役
太田信介さん



講演会で作品を描く太田宏介さん

CASE 4

フェア出展の成功のカギは リサーチと継続

現代美術のアートフェアの事務局運営を担う傍ら、大阪府内の障害のある作家をマーケットにつなぐプロジェクト「capacious」にも携わっています。海外出展の経験から感じるのは、言語の壁を超えるものや文化的背景が直接伝わる作品は、海外でも強いということ。フェアの傾向や価格帯と取扱作家の作品がマッチしていること、同じフェアに継続的に出展してギャラリーと作家との認知度を上げていくことが重要です。



office N 代表／一般社団法人
日本現代美術振興協会 事務局長
宮本典子さん



capaciousが出展した「Affordable Art Fair
Brussels 2017」(ベルギー)の様子

Q
31

いろんな人に使ってもらって、
作品を広めたい。さて、どうしよう？



権利を保護しようとする、作品が発信できなくて……。

権利保護と言うと、あれもこれもダメ!といったイメージをもつかもしれませんが、
でも、著作物を広げるための権利の活用方法もありますよ。

A
31

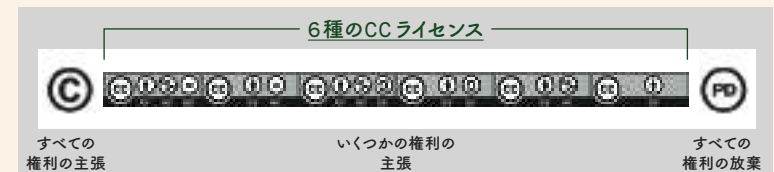
相手にどこまで使ってほしいか、
決めるのはあなたです。

「著作権フリー」と謳った著作物でも、完全にフリーのケースは稀。規程を読むとさまざまな制限があることも。クレジット明記、禁転載、商用OK、改変NGなど自分に合ったルールを決め、明確に伝えましょう。こうした著作物活用の国際的な仕組みとして、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスがあります。

Q
解説

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CCライセンス)

「インターネット時代のための新しい著作権ルール」であるCCライセンス。著作物をオンラインで公開する際に、ライセンスマークを表示することで、著作権を保持したまま著作物を自由に流通させることができます。また、ライセンス条件の範囲内であれば、他者による著作物の再配布やリミックスなどを許可することも可能に。



よく目にする「©」は、著作権のある状態を表しています。対して「©」は、「パブリックドメイン」などと言われる、保護期間が終了しているか、権利が放棄されている状態を表しています。この2つの中間に位置し、権利者自身が著作物の使用条件を選択し、意思表示するためのツールがCCライセンスです。ライセンスには右記の組み合わせによる6種類があります。

参考：クリエイティブ・コモンズ・ジャパン <https://creativecommons.jp>



作品の
クレジットを
表示すること



営利目的
での利用を
しないこと



もとの作品を
改変しないこと
改変禁止



もとの作品と
同じ組み合わせの
CCライセンスで
公開すること
継承

売ることに残していく

李沙耶

LEESAYA 代表

2年前に東京・目黒に現代アート作品を取り扱うギャラリーを開業しました。おもな業務は所有しているスペースで作家から預かった作品を展示し、販売することです。ギャラリスト、美術商と聞くと、「金の亡者」のようなイメージをもたれる方も多いのではないのでしょうか。もちろん、芸術においてはアカデミズムとは対極の立場にあり、お金がほしくないかと問われれば当然ほしいですし、資金調達は事業継続の要です。しかし、金稼ぎが目的かというと必ずしもそうではありません。金銭と商品交換する売買にあたり、金銭だけを目的とするならば、商品価値が不安定な美術品（ここではおもに歴史化されていない若手作家の作品を指します）は、むしろ効率の悪い可能性さえあるでしょう。

私がお客様に作品を販売する大きな目的のひとつは、作品を「残していく」ことです。アトリエで大量に生み出される作品たちを安全に保管できなくなる物理的・経済的な制約を解消する手立てとして、また、作家はどうしても作品を自分の体の一部のように感じる節があるため、作家自身からの改変を避けるためにも、作品が第三者の手に渡ることは非常に効果的です。大事な作品は、いつまでも作家の手

元にとっておくよりも市場に出すことで守られていく、という考え方で私はこの商売を続けています。

とはいえ、現代アートの作品販売は、通り一遍ではうまくいきません。絵画や写真、彫刻作品など、すでに市場に前例のあるものはもちろんですが、コンセプトの更新が重要となる現代アートでは、それに伴って形態や素材が特殊な作品も多数存在します。ここでは、それらの作品の取り扱いにあたりどのような工夫をしているのか、実際に販売した作品の事例から紹介したいと思います。

ブロンズ彫刻の修復に携わってきた経験から、「どんなに強固な素材であっても万物は壊れ無くなっていく」という考えのもと、制作を続ける高橋 銃（1992年生まれ）。彼の作品《Sacrificial Corrosion》は、独自に調合した香油を壁に塗布するというものです。香りは数多ある物質のなかでも非常に早いスピードで消失しますが、この作品で高橋は、香油が黄変性を持つように成分を調整しました。香りが完全に放散した後、いつか表面に現れる黄変を香りの痕跡とし、「残す」とはどういうことを問いかける作品です。

本作を販売する場合、金銭と交換するもの

は何にあたるのでしょうか。実際に香油を塗ったギャラリーの壁を切り取って納めるわけにもいきませんし、時間が経てば香りは消えてしまうため、購入者が臭覚で作品を楽しめないといいのもコンセプトから考えると違和感があります。また香油の入った瓶を渡し、購入者自身で壁に塗ってもらうというのも、香油自体を販売することになってしまうため、目的が歪んでしまいます。そこで作家と相談を重ね、作品を塗布する権利を販売することとしました。購入者には自身で支持体をご用意いただき、一度きり、作家の手によって規定内の面積に香油を塗布します。支持体は自宅の壁でも、キャンバスでも、洋服でも平面であればよし、どのように香りとその痕跡と向き合っていくかは購入者に委ねる、という方法をとりました。

販売するまで私たちも想像が及ばなかったのですが、ひとりのお客様は何も描かれていない掛け軸をお持ちくださいました。お茶席で香を焚き季節の花と掛け軸を飾ることで諸行無常を感じるように、この作品の香りが消失していくさまに、もののあわれを感じてくださったという視点に、作品を誰かに委ね、残していく意味を改めて感じた出来事でした。時代や価値観、立場など異なった視点で作品

を観賞し続けることで生まれる豊かさについて、これからも考え続けたいと思います。



《Sacrificial Corrosion》（2020年）
リンシードオイル、フランキンセンス、ミルラ、シダーウッド、
パチュリ、ベンゾイン、ガイヤックウッド、クロープ
©Sen Takahashi Photo by Ichiro Mishima Courtesy of LEESAYA

李沙耶（り・さや）
ギャラリスト。山本現代、ANOMALYを経て2019年に独立。平安時代から栄える目黒不動尊の参道に現代美術を取り扱うギャラリーLEESAYAをオープン。独自の表現を探索する若手アーティストを積極的に紹介している。また同世代のさまざまなジャンルのクリエイターと共闘し、現代における表現の可能性について探り続ける。

Q
32

展覧会などに作品を貸し出すとき、
どんな点に注意したらいいの？



大事な作品、人に貸すのが心配です。

作品を貸し出す機会が増えると、同時に増えるのが破損や紛失のリスク。
マネジメントのポイントを押さえておきましょう。

A
32

あらかじめトラブルを想定して、
事前の記録を忘れずに！

貸出前の作品の状態を確認し、汚れや破損の有無を記録しましょう。また、契約書など記録が残るものに、作家・作品・貸出期間・貸借人・展示場所を記載し、責任の所在を明らかにすることも忘れずに。複数の場所に貸し出す場合は、把握しやすいようにリスト化するといでしょう。

Q
解説

作品貸出に関する契約書

作品借用で交わされる契約書や、互いの権利の確認や取り扱いについての規定において、押さえておくべきポイントを紹介します。

貸出に関する契約書で定める項目例

- ・誰と誰との契約か
- ・作品の使い方（〇〇に展示するためなど）
- ・作品の借用期間および作品点数
- ・契約書の有効期間
- ・作品の使用場所（展示場所の名称や住所など）
- ・作品の選定方法（△△の所蔵作品から□□の作品を●点選択し決定するなど）
- ・借用料
- ・作品使用時の注意事項（複写・転賃の禁止など）
- ・契約に疑義が生じた際の解決法（協議など）

上記項目などについて、締結日及び契約者全員の氏名・住所も明記して契約書を交わす

貸出に関する規定の項目例

- ・作品展示の際に表示する内容（キャプションに作者名・作品名・制作年・素材・所属団体を記載するなど）
- ・作品使用者の作品管理について（通常の管理努力をすること、万一の紛失や損傷時の補償方法の決め方、損害補償を誰がどのように負担するかなど）
- ・作品の搬入・展示・入れ替え作業などを誰が行うか
- ・いつまでにどのようにして借用料を支払うか

上記のような貸す側が借りる側に守ってほしいことを、通知日を明記して書面で通達する

Q 33 契約書を書くのは難しい……。
口約束は、契約にならないの？



口約束だと後々もめそうな気も……。

書面による契約を交わすのはなかなか手間がかかるもの。とはいえ、口約束には不安もありますよね。ここでは契約の基礎知識を学びます。

A 33 口約束も契約ですが、
書面に残すのが得策です。

口約束も契約のうちに入りますが、トラブルを避けるためにもあらかじめ書面による契約を交わしておくのが無難でしょう。「弁護士の確認がないと正式な契約書として認められない」というイメージがあるかもしれませんが、互いに納得していれば、ある程度自由に合意の内容を決めることができます。

Q 売買や贈与なども口約束で契約成立します

コメント



登大路総合法律事務所
弁護士
高島雄一郎さん

「利用許諾だけのつもりが、著作権自体を譲渡することになっていた」など、口約束では、当事者間の食い違いが生じることもあるため、契約書の作成がおすすめです。契約書の書式には特に決まりがなく、メモやメールも契約の証拠になりえます。ただし、文言が明らかであること、当事者間の意思と合致していることは重要。こういった態様の利用を許諾するのか、期間や対価をどう設定するかなど、専門家の助言をもとに作成しましょう。



Q
34

福祉施設が障害のある人の
アート作品を発信するために
必要な契約は？



甲や乙って何のこと？

契約書が必要なのはわかるけれど、言葉が難しくて考えただけで億劫に。
そもそも契約書にはどんな役割や種類があるのでしょうか？

A
34

契約はその時々々の目的や
状況によって異なるものであり、
絶対のルールはありません。

作品の取り扱いや権利、対価の支払いについてなど、福祉施設と作家との間で結ばれる契約はさまざま。そこでおすすめしたいのが、案件ごとに契約書をつくり、「6W2H*」を基本に作成すること。障害の有無にかかわらず契約は大切です。状況に応じた丁寧な合意形成を心がけましょう。

*When = いつ / Where = どこで / Who = 誰が / Whom = 誰に / What = 何を / Why = なぜ / How = どのように / How much = いくらで

Q
解説

福祉施設におけるアートの契約書

契約の目的は、作家と福祉施設が互いの権利と役割を明確にし、作家の権利を守るとともに作品の発表機会を広げ、双方の発展を図ること。規程を設けることは、安心して継続的なアート活動に取り組める環境の醸成につながっています。

契約書の例

	契約書の内容	契約を交わす人
アート活動に関して	作品の権利に関する契約合意書（説明書）	施設 ⇔ 作家
	作品に関する取扱規程	施設 ⇔ 作家
	作品販売における譲渡契約書	作家／施設の代行 ⇔ 購入者
対価の支払いについて	給与規程	施設 ⇔ 作家
販売取引について	取引先台帳	施設 ⇔ 取引先
	取引に関する条件書や契約書 * 著作権の独占／非独占	施設 ⇔ 取引先

事例紹介：アートにまつわるいろいろな契約書

CASE 1

作品の権利に関する契約書（要旨）：たんぽぽの家の場合

条項	条項の補足	内容
契約者	誰と誰の契約か	本契約は、障害のある作家と作家の所属する法人との間で、法人内のアート活動において作家が制作した著作物の権利に関する契約であること
目的	何のための契約か	・作家と法人の信頼にもとづく協力関係をつくること ・作家の著作物に関する権利を尊重し、相互の利益と事業の発展をはかること
所有権	誰が著作物を所有するのか	・著作物の所有権は作家に帰属すること ・作家が第三者に著作物を譲渡するときは、別途第三者と契約を結ぶこと ・著作物の保管や管理を法人に委託する場合には、別途、著作物の取扱規程を定めること
著作権	著作物の出展や二次利用などに関する権利	・著作物の著作権は作家に帰属すること ・作家は法人に対して、著作物の使用（展示、貸与、複製、公衆送信及び上映等、転貸）を許諾すること
許諾の内容	どんなことを認めるのか	・著作物の取り扱い等に関する細目は、別途定める著作物の取扱規程によるものとする
対価	お金の支払い	・著作物の出展、販売、二次利用等により売上が発生した場合、法人は、原材料費等の必要経費を控除した対価を作家に支払うこと ・作家退所後に、法人に委託された著作物に関して売上が発生した場合、作家やその家族や支援者等の代理人と法人とで話し合い、合意のうえで規程を定めること
費用の負担	法人が負担する費用	・作家の制作する著作物の原材料費 ・保管管理費用 ・作家が著作物を公表することや、著作物の出展、販売、二次利用等に関する費用
期間	いつからいつまでの契約か	・契約期間は1年間 ・契約を終了したい場合は、相手に対して、契約期間満了の1ヵ月前までに通知すること ・通知がない場合は、自動更新とすること

CASE 2

作品に関する取扱規程（要旨）：たんぽぽの家の場合

1. 著作物の定義	思想又は感情を創作的に表現したものであり、美術、音楽、文学、学術の範囲に属するもの。 (1) 例示 絵画、版画、書、陶芸、立体造形、図面、図形、映像、写真、小説、脚本、論文、講演、音楽、舞踏、演劇、プログラムなど。 (2) 定義 (1) の内容に相当し作者が明確であるもの、かつ上代価格（税抜き）が3,000円以上のものを著作物とする。
2. 著作物の出展・二次利用・販売等における作者の承諾	(1) 作者に対し、展覧会や公募への著作物の出展、商品や印刷物への著作物の二次利用、著作物の譲渡や販売をする場合には、その都度、企画の主旨、内容、展示場所、期間、対価などを作者や代理人等に明確に伝え、作者の承諾が得られた場合のみ著作物の出展や二次利用・販売を行う。 (2) 著作物を公表する際の氏名、作品名、素材、制作年、制作歴の表示内容、二次利用における複製や改変等の可否について、作者または代理人等に確認し、作者の承諾を得られた方法で展示や利用を行う。
3. 著作権及び著作物の取り扱い	著作物の出展、二次利用、販売等の場合は、著作物の取り扱いの手続きを法人が代行する。
4. 著作物の保管等	著作物を保管する場合は、紛失、破損等がないよう大切に保管を代行する。また、作者の承諾なく著作物を処分することはない。著作物を保管できない場合や退所の場合は、作者に対して著作物の引き取りや廃棄などの意向を確認する。なお、意向確認の結果、作者が作品の引き取りを拒否し、かつ廃棄の承諾をしない場合には、期限を明示して、督促を行う。それでも意向を明示しない場合には、所有権を放棄したものとみなして、法人において著作物を自由に処分することができるものとする。

Q
35

作品のモチーフを活用して、商品展開したい。作家との契約は、商品を製作するたびに交わすべき？



媒体や印刷方法が違うだけなんだけど……。

グッズなどの商品開発では、ひとつの作品を使った多様なバリエーションの展開が考えられます。そんな場面での契約について考えていきましょう。

A
35

個別の契約が必要ですが、まとめて契約することもできます。

基本的には商品をつくるごとに個別の契約を交わしますが、あらかじめまとめて契約するなど、作家や作品を大切にしながら効率的に進める方法も。福祉施設やギャラリーなど作家を支援する立場の場合、作家とマネジメント契約を交わすことで、外部からの依頼に対して支援者が窓口になることもできます。

Q
コメント

二次利用についての事前の承諾



西淡路希望の家
美術部代表
金武啓子さん

西淡路希望の家では、利用者が描いたユニークなキャラクターを生かし、グッズを制作しています。同じキャラクターを複数の製品に展開することでリピーターも増加中。利用者には最初の契約で著作物の二次利用の承諾を得ているものの、難しいケースがあるのも現状です。金銭的な対価ではないですが、グッズの販売数をポイント制にして作者と共有することも、表現への反響を利用者のみなさんが実感するひとつの目安になっています。



西淡路希望の家で人気の「たけしシリーズ」。利用者が生み出した、施設のアイコンとも言えるひとつのオリジナルキャラクターを、バッグ、がま口、ペンケースなどさまざまな製品へと展開させている。

Q
36

「作品を商品化したい!」と
とある企業から相談がありました。
著作権使用料は、どう決めたらいい?



適性な価格の根拠をもっておきたい!

著作権使用料の設定は、作品価格の設定と同様に、とても難しいこと。
まずは基準となるものを確認していきましょう。

A
36

商品の内容、販売条件を整理して
価格を相談しましょう。

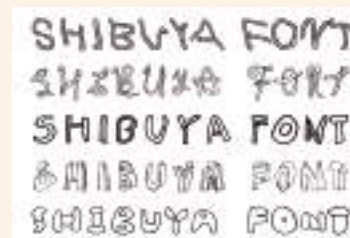
グッズ化する場合の著作権使用料の決定は、さまざまな要素に左右されます。グッズの種類や生産数、単価、販売期間、販売経路、使用される大きさ（作品がプリントされる場合など）といった、諸々の条件を考慮しつつ、作家もクライアントも納得できる価格を多角的に探していきましょう。



事例

表現をビジネスにつなぐ仕組みづくり

近年、障害のある人の社会参加や仕事づくり、SDGsの視点から、障害のある人のアート活動への社会の関心が高まっています。たとえば、「シブヤフォント」は、東京・渋谷で暮らし働く障害のある人が描いた文字や絵を、学生たちがフォントやパターンとしてデザインする取り組みです。また、「異彩を、放て。」をミッションに活動する株式会社ヘラルボニーは、商品や街頭のディスプレイに作品を登用し、社会にインパクトを与えています。こうした障害のある人の表現活動を支える仕組みづくりが進むことで、著作権使用料に関する社会の理解も深まることでしょう。



渋谷区の障害者支援事業所と桑沢デザイン研究所の学生の協働により生まれた「シブヤフォント」



全国の福祉施設に所属するアーティストと新たな文化の創造を目指す株式会社ヘラルボニー。写真は工事現場の仮囲いディスプレイ

もっと知る

事例紹介：いろいろな著作権使用料の決め方

CASE 1

既存のライブラリーを
参考に相場をリサーチ

アートビリティは、障害者アーティストの登録エージェントです。2ヵ月に一度、年間6回の定例審査会を行い、審査を通過した作品を登録作品としてデータ化。Webサイトに掲載し、企業に貸出を行っています。登録作品のデータ貸出料は、日本で取り引きされているフォトライブラリー、イラストライブラリーの価格に準じて決定しており、貸出料の60%を登録作家へ還元し、作品は必ず作家に返却しています。



社会福祉法人 東京コロニー
アートビリティ
事務局
登内かおりさん



作品を保健同人社が冊子表紙に使用した
「すこやかこくほ」

CASE 2

オフィシャルパートナー制度で
応援をつなぐ

アートライセンスの活用となる依頼は、印刷、Webデザイン、商品展開などさまざま。そのためネットなどで市場調査をし、社内の全体会議のもと、それぞれのメニューに対しアーティスト報酬を確保できる価格を設定しています。多用途にご活用されたい場合や、製品化・商品化などでたくさんの数を製作される場合はオフィシャルパートナー制度を設け、お客様のご希望に沿ったかたちでご支援いただいています。



一般社団法人障がい者自立推進
機構パラリンアート運営事務局
部長代理
神成麻衣さん



FOOD & TIME ISETAN YOKOHAMAにて空間デザインを手がけるパラリンアート・アーティストの志方弥公さん

CASE 3

高精細デジタルアーカイブの
著作権使用料

当機構では2015年より作品のデジタルアーカイブを始動。集まった高精細デジタル画像は、現在約2,000点にのぼり、デザインなどへの活用を希望される企業や個人のみなさまへ提供しています。著作権使用料は用途や条件により変動しますが、商品の場合は最低料を設けた上で「販売価格×生産数×3%」に設定。そこから作家に収益を還元しています。依頼案件では、別料をいただきその分を作家に支払うことも。



写真：吉次史成

NPO 法人障害者芸術推進研究機構
「天才アートKYOTO」
プログラム・ディレクター
伊東宣明さん



デジタルアーカイブのための撮影風景

CASE 4

標準的な著作権使用料を
Webサイトで公開

エイブルアート・カンパニーは、障害のある人の権利を守りながら、作品を使いたい側のニーズに応じていくための中間支援の仕組みをつくっています。フォトストックサービスを提供する同業他社の価格を参考にして、著作権使用料の標準価格を決め、Webサイトで公開。障害のある人のアートはともすれば低く見積もられがちですが、そうならないためにも、ほかと同等の価格設定にして、個別の商談に応じるようにしています。



エイブルアート・カンパニー
東京事務局
スタッフ
中塚翔子さん

著作権使用料標準価格の設定方法一例
(エイブルアート・カンパニーのWebサイトより抜粋)

作品の 使用先	使用先の 詳細例	どこに (どのように) 使用するか	価格 イメージ
冊子	パンフレット・ 広報誌・ 単行本など	表紙・裏表紙	5万円～
		中面見開き	5万円～
		中面1ページ 以内	2万円～

※実際の使用料は上記を目安に、制作部数や媒体サイズ、作品や媒体の数や回数等により個別に決定される

Q 37 意思確認が難しい作家と、 どうやって契約を交わせばいいの？



本人の意思も大切に契約を交わそう。

作品の展示や販売にあたって、個人の表現を守りたい。自分の意思を十分に表すことができない人との契約は、どのように行えばよいでしょうか？

A 37 最善の契約を交わすために 一緒に考えることからスタート！

言語による意思確認が難しい場合でも、丁寧な説明を行い、本人の承諾を得ることが基本姿勢。その上で本人の家族、施設職員など支援者が一緒に考え、最善と考えられる選択を行い、代理で契約を交わす方法もあります。本人の表現を守るためにも、人権の意識を大切にしましょう。



解説

契約の意味を理解してもらうために

作家本人や支援する家族、施設職員などの支援者にも契約書の文言を確認してもらうのみならず、具体的に目で見てもらう、体験してもらうなどの経験を積み重ねることが理解への一歩になるでしょう。たとえば、作品を二次利用して商品を作製することを、実物を手にして理解してもらおう。展示することの意義を実感してもらうために、展覧会と一緒に鑑賞するなど。そうした体験は、それが作家本人にとって喜ばしいことかどうかを支援者が理解することにもつながっていきます。それができてはじめて、本人にとってよい選択としての契約を交わすことができるでしょう。

成年後見人制度とは？

支援者である家族が亡くなったときなどに、本人の判断を支える方法として「成年後見人制度」があります。成年後見人制度とは、判断能力が不十分な人（成年被後見人：本人）の生活や財産の管理に関する事務を、本人とともに本人の支援者である成年後見人などが行うことにより、本人の意思や自己決定を尊重しながら保護するための制度です。成年後見人は、財産に関する法律行為の法定代理人であり、財産管理権も持っているため、本人がした契約などの法律行為を取り消すことができます。

Q
38

施設では絵を保管したいのに、作家がどんどんあげてしまいます。どうしたらいいですか？



喜ばれるので止めたくはないけど……。

サポートしている作家が、アトリエ見学に来た人に気前よく作品をプレゼント。こんなときのケーススタディを考えていきましょう。

A
38

作家それぞれの考え方に合わせ、一緒にルールを構築しましょう。

第一に作者がどうしたいかを尊重しましょう。一方で、作者にとって一番よいことは何かを考えて、責任をもってマネジメントするのであれば、作品が散逸しないよう管理することも支援者の役割。でも、まずはやっぱり、他人に作品をあげるという行為の真意を確認することが大切です。



事例

作品を通じたコミュニケーション？

自分の作品が誰かを喜ばせることは、とても嬉しい出来事。だから、もし作品を誰かにプレゼントするという行為がその作家にとっての大切なコミュニケーションだとしたら、見守ることも大切かもしれません。しかし、贈りたい気持ちだけが先行すると、制作に焦りが生じたり、プレッシャーから創作活動が滞ってしまう場合も。そんなときは、作家と支援する人が話し合い、作品の譲渡ではなく、仕事として受注制作することもひとつの方法です。受注から納品までの段取りを丁寧に整理して、無理のない制作と、表現を通じた交流の両方が持続できる方法を探っていきましょう。



Q
39

どんどん増えていく作品。
保管場所に限りがあるのですが、
何か良い解決策はありますか？



つくった後のことも考えておけばよかった！

創作に夢中になって、保管の手間を考えていなかった……。
そんな経験はありませんか？ 今すぐ実践できるノウハウを紹介します。

A
39

創意工夫で楽しく作品保管を！

保管場所がないからと言って、乱雑に積み重ねておくのはNG。作品の劣化につながります。作品が湿気や風に晒されないよう梱包したら、空調管理できる場所での保管がおすすめ。とはいえスペースには限りがあるので、額装やアクリルケースで保護しながらの「見せる収納」もひとつの手です。



事例

作品保管問題の前向きな解決法

自分に合ったオリジナルの収納家具を考えるのも、作品保管を楽しむコツ。大阪の国際障害者交流センター ビッグ・アイにあるアート教室「ビッグ・アイ あーと工房みずのみば」では、参加者が制作や作品保管を楽しむスムーズに行えるよう、作品と画材と一緒に収納できる移動式ラックを採用しています。また、スペースの確保にはトランクルームの利用もおすすめ。作品の形態やアクセス・搬入出のしやすさなどを考慮して選択しましょう。大量の作品や大型作品を扱うなら、東京の寺田倉庫や大阪のMASKなど、美術品に特化したサービスも。



「ビッグ・アイ あーと工房みずのみば」の移動式ラック

事例紹介：アート作品の保管方法

CASE 1

たんぽぽの家アートセンターHANAの収蔵庫では？

紙の作品

完成した作品は紙製のファイルへ。作家別・年代順に分類すると便利です。このファイルを年に1〜2回開き、作品として世に出すものを選定します。作品同士がくっつかないよう、それぞれの間には中性紙を挟みます。



平面作品

パネルやキャンバスに描かれた作品は、エアキャップや紙で軽く包んだ後に、ラックに並べて整理。作品同士がぶつかり傷つかないように、表と裏、裏と裏を合わせる「面合わせ」という並べ方もあります。



キャンバス作品

かざばると思われがちなキャンバスも、木枠に張らずにロールのまま丸めて保管すると省スペースに。ロールなら木枠に張るより安価で購入できるというメリットも。



立体作品

運搬時は厳重に梱包しますが、保管時は最低限のエアキャップ、新聞紙などで保護。密閉しすぎるとカビや変色の原因になるので注意しましょう。あるいは、立体作品は飾って保管するという手も。



CASE 2

たんぽぽの家アートセンターHANA の整理整頓 3つのルール

その1

収蔵庫の積載量を
頭に入れて、
作品サイズを検討する

ともすると、サイズの小さな作品を多く選んでしまいが、日頃から合理的に整理していくと必ず余白が生まれてきます。そのときは100号以上の大きな作品に挑戦することも！

その2

作品収蔵スペースに
置くのは作品だけと
決めておく

スペースが余っていると、画材や資料など、ほかの関連する物品もつい置きたくなるもの。でも、それは禁物です！気づけばすぐに物であふれ返ってしまいます。

その3

保存・返却・捨てる。
それぞれのルールを
明確にする

余暇活動で描いたものは作家に返却し、作家も含めた複数人で捨ててもよいと判断した作品は、保管期間を区切って廃棄。その代わり、残すと決めたものは「絶対に世に出すぞ」という心意気で取り扱っています。

Q
40

作品のデジタルアーカイブを検討中です。データの作成方法や活用方法について教えて！



デジタルでの保管には、どんなメリットがあるの？

近年、アートの分野などでよく耳にするようになったデジタルアーカイブ。その価値や気をつけたいポイントを解説します。

A
40

デジタルアーカイブはどんどん可能性が広がる分野。作品保管の観点から積極的に取り入れて。

作品をデータ化してアーカイブしておくと、管理が容易になるのはもちろん、作風の変化など、長期的な目線で作家を追うことも可能に。また、高画質のデータは、グッズ制作などの場面にも役立ちます。作家が亡くなった場合や関係が変わった場合のデータの取り扱いを、事前に協議しておくのがポイントです。

事例

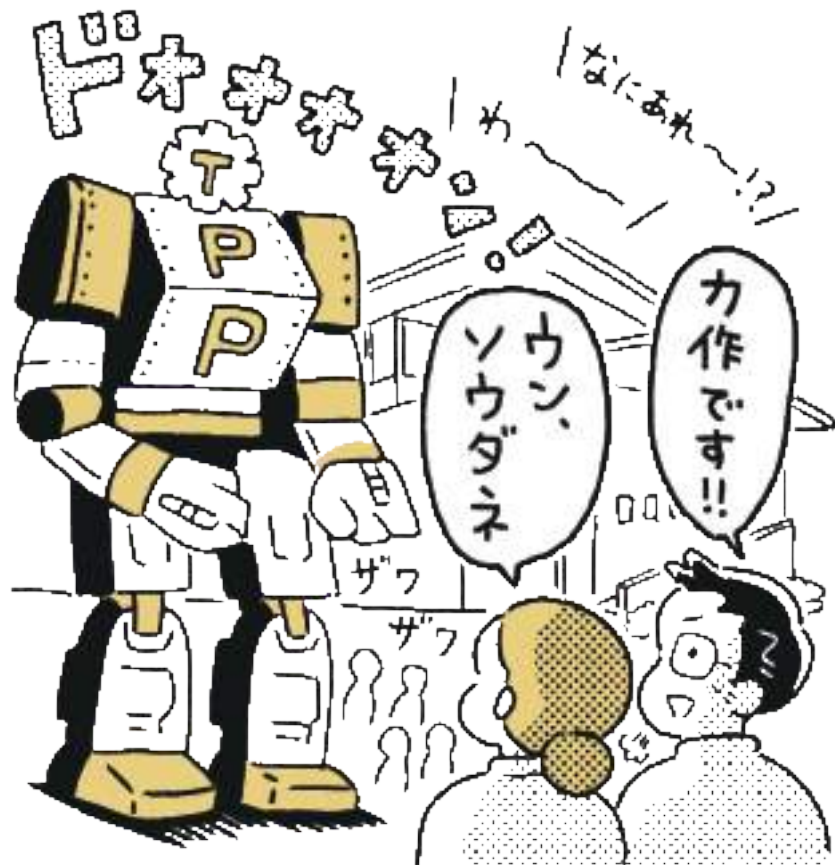
書籍『「どうしよう」からはじめるアーカイブ』

作品のアーカイブに悩んだら、手にとりたいのがこの1冊。2019年発行の『「どうしよう」からはじめるアーカイブ-作品を記録し、伝える方法-』は、みずのき美術館、鞆の津ミュージアム、はじまりの美術館の3団体が、障害者支援の現場で日々生み出される表現の保存・記録について考え、まとめた書籍です。デジタルアーカイブについても、事前の許諾の大切さから、写真の撮影方法、システムの作り方とその活用方法まで、大事なポイントを押さえながら幅広く解説しています。一連の流れをイラストや写真で紹介しているので、初心者にもおすすめ。



『「どうしよう」からはじめるアーカイブ-作品を記録し、伝える方法-』
発行：みずのき美術館＋鞆の津ミュージアム＋はじまりの美術館
監修：須之内元洋（札幌市立大学デザイン学部講師、メディア環境学）
著者：奥山理子＋武田幸子＋阪本結（みずのき美術館）、津口在五＋三宅良子（鞆の津ミュージアム）、岡部兼芳＋大政愛（はじまりの美術館）
助成：日本財団

どんどん増え続けていく作品。
作家はどうしても捨てたくない様子。
どうすべきか悩みます。



作品があふれ返る倉庫を前にして、作品を処分したいと思うことも。
作家自身が手放したくない場合は、どんな対処方法があるでしょう？

まずは作品の所有権が
誰にあるのかを確認しましょう。

所有権が作家にある場合、ほかの人が作家の意志に反して処分するのはNG。保管スペースの問題であれば、作家自身に作品を保管してもらい、誰かに寄贈する、期限を決めて処分できるよう事前に契約を結ぶなどの選択肢があります。所有権が作家にない場合も、本人と相談して残す作品を決めましょう。

デジタルでの保管の可能性

作品保管のスペースをどう確保するかは、ギャラリーや福祉施設など、創作活動をサポートする人の悩みのところ。作品が増えすぎて、すべてを保管できなくなること
も少なくありません。作家や関係者と話し合
って、作風の変遷がわかるものはなるべく残すようにするなど、取捨選択を工夫
しましょう。やむを得ずオリジナルピースを
手放す場合でも、デジタルアーカイブなら、
作品集やグッズの制作に活用することが
できるので、高精細な画像で記録し、撮
影時にはカラーバーをつけておくといで
しょう。そうした備えは、災害や事故による
作品の損傷対策にも有効です。



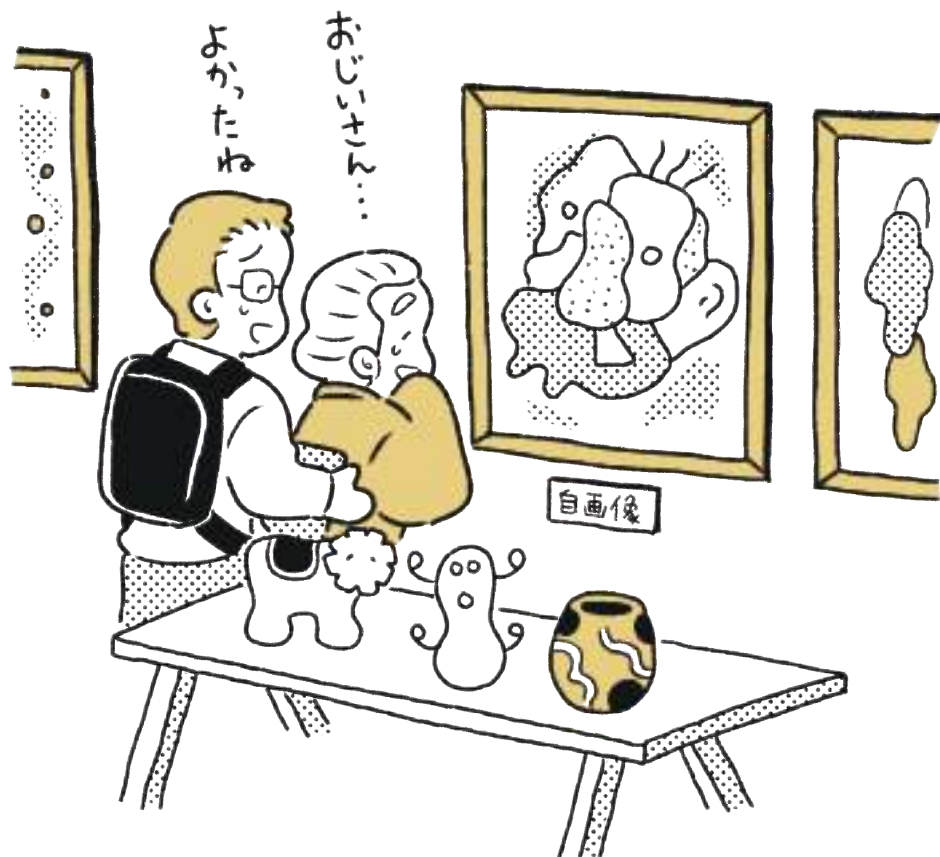
エイブルアート・カンパニー登録アーティストである
川田優也さんの作品《海底は泡と光のミュージカル》
(2009年)を記録撮影する様子

Q
42

退所された方・亡くなった方の作品は、
どのように扱ったらいいのかな？

6

悩ましい、契約や管理のこと……。



感謝と敬意をもって、作品を扱いたい！

作品は残っているけれど、作家に管理面の意思確認ができない……。
そんなとき、権利は誰に帰属するのでしょうか？

A
42

最初の契約を交わすときや折々で
本人の意思を確認しておきましょう。

……

所有権が作家にある場合、作品を返却するか、所有権を譲渡してもらう方法があります。作家が故人の場合は、権利を相続した人に確認しましょう。著作者人格権は著作者が生きている間のみ続く権利ですが、作家の死後も生前と同じように作品を大切に扱い、人格的側面を傷つけてはならないとされています。

……

Q
コメント

遺産とも言える作品の所蔵・管理



みずのき美術館
キュレーター
奥山理子さん

写真：Sepide Hashemi

当館の所蔵作品は、障害者支援施設みずのきで1964年に設立された絵画教室で制作されました。講師が生前に語った「作品は販売せず施設で管理してほしい」との意思を引き継ぎ、2012年に美術館が開館。当時の作者と講師が不在であることを常に意識し、公益性とは何かを見据えた事業計画に努めています。2014年には、作品群を適切に管理することが、作家の尊厳を守る第一歩だと考え、作品のアーカイブ化も始動しました。



日本画家・西垣篤一によるみずのき絵画教室（1980年代と思われる）



障害者支援施設みずのき内の作品収蔵庫

障害のあるアーティストと向き合う、その倫理観

柴崎由美子

エイブルアート・カンパニー東北事務局／NPO法人エイブル・アート・ジャパン代表理事

障害のある人の芸術文化活動に関する多様な相談を、年間250件ほど受けています。それを解決したり、できなかったりする経験から、障害のあるアーティストの創作・著作権・作品売買・社会発信の舞台裏を振り返ります。

Aさんは現在30歳代後半。美術大学在学中に精神障害を発症し、卒業後も入退院を繰り返し、絵を描くことは減っていました。しかし、結婚を契機に生活リズムを取り戻し、主婦業の傍ら再び絵を描くように。積極的に公募展に応募して入選を重ね、ここ数年は展示機会も増加しています。

ここで、Aさんから受けた相談と、その支援事例を2つ紹介します。

ひとつは、2017年、Aさんの作品が東京の大規模商業施設の店舗装飾に採用されたときのこと。仲介者は企業で、Aさんはその契約内容が「頭に入ってこない」と言いました。そこで、私はAさんと、障害者芸術活動支援センター@宮城の外部専門家である弁護士を訪問。使用される作品、著作物の改編の範囲、権利の所在、支払われる対価などについて都度質問しながら確認し、Aさんの意思を汲みながら、本人が納得して契約書にサインするまでを見守りました。私自身にとっても、大変勉強になる

体験でした。

もうひとつは、2022年のことです。Aさんは、公募展2次審査の作品送付をすっかり忘れてしまい、「とてもショックだった」と話しました。そして、この失敗は、もしかしたらある病気に起因しているかも知れず、信頼できる人にアーティスト活動のサポートを頼みたい、その仲介や条件の整理をお願いしたいと想いを語りました。

Aさんは福祉施設には所属しておらず、描くのはもっぱら自宅ですので、自分の作品に関するマネジメントは自分でするように努力してきました。愛する旦那さんは絵を描くことは理解していますが、基本的には、Aさん自身が依存せず活動を行えることが良い関係を維持できる方法だと感じておられます。また、ご両親も兄弟もそれぞれに療養や家庭があり、サポートを頼むことが難しい。そこで、私は時期を決めて、第三者を入れた支援を進めることを約束しました。

さて、みなさんは、Aさんのこれらの事例をどのように受け止められるでしょうか。

障害のあるアーティストの支援をするとき、私は「アート」「ケア」「ライフ」の3つの視点を行き来します。Aさんの場合は、集中して自宅で制作するために医療と連携すること、表現する喜びを分かち合える場や友人をもつこと、そしてA

さんに再び描くきっかけを与えた旦那さんとの関係を大切にしながら、今後の心身の健康を支える福祉とのつながりをつくることも重要だと考えています。

2021年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした多様性理解への関心の広がり、またSDGsに関連した企業の行動指針のなかで、私たちはたくさんの障害のあるアーティストの作品に触れる恩恵を得ています。しかし最近では、SNSなどを介して、企業が障害のあるアーティストと直接コンタクトをとり、作品の売買や著作権使用を進めることも。また、新型コロナウイルス感染症流行をきっかけに、障害者の在宅就労が特例で認められ、自分の表現をして時間を過ごすことができる「障害のあるアーティスト」が在宅就労や雇用の対象者として積極的に採用される事例が生じました。もちろん良い事例もありますが、一方では「自分は就労・雇用の税金対策として扱われているように感じる。話を聞いてほしい」といった声も届いています。

障害のあるアーティストを尊敬している、応援したいという想いがあっても、彼らの障害や社会生活全体への理解がなければ、アーティストの表現活動そのものを停止させてしまう可能

性もあります。作品の出展依頼、商取引を求める際は、対象者となる障害のある人（とそのコミュニティ）とのコミュニケーションは対等であるか、という点検と検証をなおざりにしてはいけません。その過程を丁寧に積み重ねることで、障害のあるアーティストが自律し、活躍できる社会環境が生まれるのだと私は考えています。

柴崎由美子（しばさき・ゆみこ）
宮城県仙台市生まれ。たんぼの家アートセンターHANA（奈良）のディレクター（2004～2009）を経て、障害のある人のアートを社会に発信し仕事につなげる「エイブルアート・カンパニー」設立・事務局運営（2007～）。障害者芸術活動支援センターを宮城で設立・運営（2014～）。NPO法人エイブル・アート・ジャパン代表理事。障害のある人とともに、今そこにはないプログラムをつくること、東日本大震災からの復興支援活動がライフワーク。

Q
43

オーダーを受けて描いた作品。
「気に入らないから、お金は払えない」
と言われてしまいました。困った……。

7
こんなとき、どうする？



受注制作はリスクが高い!?

一生懸命描いたのに、出来上がってから受け取れないと言われたら、
せっかくの努力も水の泡。リスクのない制作フローを身につけましょう。

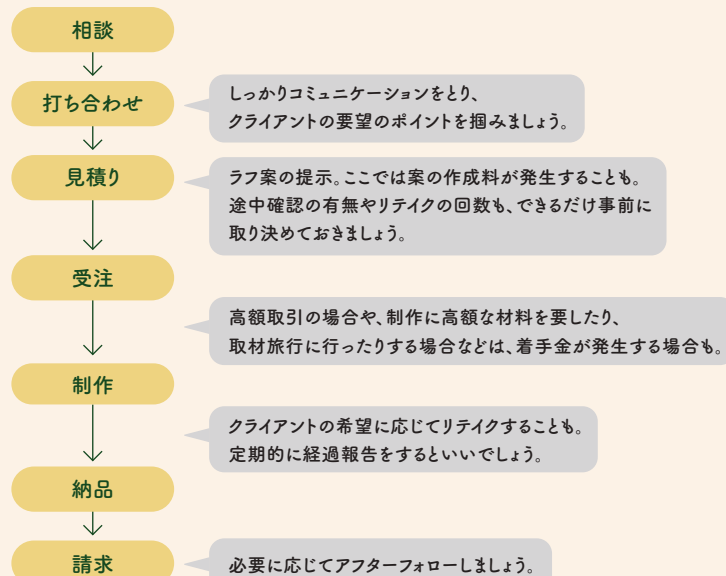
A
43

事前に発注者と
確認をとっておきましょう。

仕事を受注するかどうかを判断するために、まずは発注者との
打ち合わせが肝心。作品の設置場所はどこか、サイズの指定
はあるか、希望する主題はあるか、それともお任せか。予算や
納期などもしっかり確認しましょう。完全に一任される場合も、
ラフ案を提示するなどして、納得して発注してもらえばスムーズに。

Q
解説

オーダー制作のおもな進行フロー



Q
44

展覧会に出した作品が
「パクリだ!」とネットで大炎上。
そんなつもりはないのに……。

7

こんなとき、
どうする?



たまたま似ていたら、自分の作品とは言えないの?

自由につくった作品でも、時に他者から類似を指摘されることも。
そうしたトラブルへの対処方法を心得ておきましょう。

A
44

焦らず、やみくもに取り下げず、
冷静に状況を判断しましょう。

表現がたまたま別の作品と類似しているだけで、依拠して制作していない場合は、著作権法に触れることはありません。自身の作品を大事に、堂々としていきましょう。また、普段から制作の記録をとっておくと、正当性を示す資料になるかもしれません。事態が収束しない場合は、法の専門家に相談するという選択も。

事例

SNSでの炎上によるデザインの取り下げ

2015年に公開された東京2020オリンピックのロゴマークが、ベルギーにある劇場のロゴマークと類似していると指摘される出来事がありました。公開時点では「商標権」の登録がなく、著作権侵害とまでは言えないという論調が主流でしたが、デザインした事務所の過去制作物に盗用疑惑が浮上し、メディアやSNSで炎上。組織委員会は、「国民の支持がなければ使用できない」と判断を下しました。ステークホルダーとの適切な関係性が図れず、著作物が取り下げに至るケースは少なくありません。表現が生まれる環境、表現そのものへの理解が重要です。



Q
45

Webサイトにアップした作品画像が、
無断でSNSやチラシに掲載されていた！
どうしよう……。

7

こんなとき、どうする？



悪気はないかもしれないけれど、ひとこと言ってほしい！

Webサイトは公に周知できる一方、作品が他者へ無防備にひらかれる媒体でもあります。著作者・著作物の利用者がもつ権利を確認しましょう。

A
45

作品画像の取り扱いについて
要望を整理して伝えましょう。

意図に反した使われ方をしている場合は、相手に削除を要請し、対処してもらいましょう。また、掲載内容に問題がない場合は、クレジットの記載を申し入れるという方法も。なお、著作物の利用者が引用の要件を満たしていれば、著作者の許諾は不要なため、掲載を差し止めることはできません。

Q
解説

著作権法の例外規定

著作権法には、「私的複製」や「教育目的」、「非営利での上演等」など、他者が著作者に断りなく著作物を使用できる例外規定があります。そのひとつが「引用」。意に沿わないからといって、すべてに使用を差し止める権利が行使されれば、言論・表現の自由は守られません。以下の要素が認められる場合は、自分の著作物に、他者の著作物を断りなく引用することができます。

- ・公表された著作物からの引用であること
- ・世の中で引用行為として実態に行われており、社会感覚として妥当であること
- ・報道や批判や研究のためなど、引用の目的が正当な範囲内であること
- ・どこが引用部分であるのかはっきりとわかること
- ・自分の著作物が「主」であり、引用部分が「従」であること
- ・どこから引用したかわかるよう、出所を明示すること
- ・相手の著作者人格権に配慮すること（引用部分の表現を改変しないなど）

参考：文化庁Webサイト「著作物が自由に使える場合」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html



Q
46

販売した作品が転売されてしまって、
行方不明に。出展したいんだけど、
どうしたらいいの？

7
こんなとき、どうする？



販売後も、作品の状況を把握しておきたい。

誰かに所有してもらうことで作品が保管される一方、
譲渡と散逸は隣り合わせ。作品の管理方法について考えていきましょう。

A
46

顧客とのコミュニケーションを
大事にしましょう。

.....

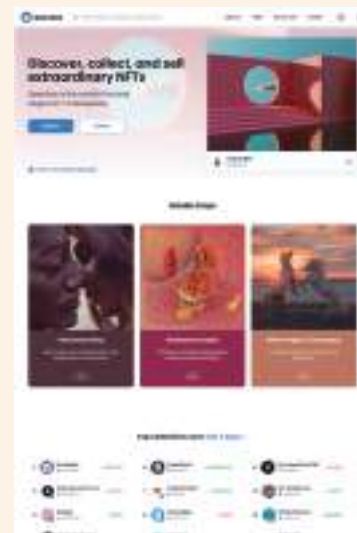
作品の販売時に、購入者へ転売・廃棄する際は相談をもらう
よう依頼したり、顧客リストを作成して、こまめに作品の状況を
確認したり。そうしたコミュニケーションが、作品の散逸防止に
つながります。また、作者の代表作や、作風の転機を示すような
貴重作は、販売せずに保管しておくという選択もあるでしょう。

.....

Q
解説

作品証明書となるNFT

NFT (Non-Fungible Token = 非代替性
トークン) は、ブロックチェーン上に代替の
利かない識別情報を記録したデータを
指します。容易にコピーできるデジタル
データに唯一性を付与するため、オリジ
ナルの証明書として機能。絵画やテキ
スト、音楽、3D空間などあらゆるデー
タファイルに適用されます。たとえば、オン
ラインマーケットプレイス「OpenSea」では、
出品作品に自動的にNFTを発行。購入
した作品を同プレイス内で他者へ販売
(二次流通) しても、履歴から所有者を
追跡できます。また、購入額の数%を
作家に還元する収益化の仕組みも。



OpenSeaのWebサイト

Q
47

展覧会に出展するために
貸し出していた作品が、戻ってきたら
壊れてしまっていた。どうしよう！



作品の補償って、どうなるの？

貸し出した作品が壊れたり、無くなったりしてしまったときに備え、
どのような準備が必要かを押さえておきましょう。

A
47

補償の方法について、事前に
取り決めをしておくことが大切です。

美術品の貸出は破損や紛失のリスクを伴うため、事前に保険
をかけることが慣例です。ただ、非常に高額なため一般の動産
保険をかけるケースも。それが難しいときは、貸出先と協議し、
補償額を取り決めておきましょう。破損が生じてしまった場合は、
作品の状態を写真で記録することも忘れずに。

Q
解説

美術品に関する保険

作品の破損、紛失・盗難に際し補償されるのは、おもに修復にかかる費用です。
一方、修復ができないほどに激しい損壊
の場合は、評価額の一部が補償されるこ
とが多く、保険料によりその割合も異なり
ます。ただ、屋外での展示は、破損、紛失・
盗難のリスクが高まるため、動産保険を
かけにくい場合も。そのため、貸出先との
事前協議が大切です。また、保険料率は、
絵画・彫刻・陶芸品など作品の種類、保
険期間や評価額などによって変わります。
出品作品の価格や、保険の適用期間を
事前に把握しておきましょう。

運送時の保険

作品を運ぶ場合には、運送会社などが
提供する運送保険に加入することがで
きます。ただし、まずはしっかりと梱包し、
破損リスクを軽減しましょう。

展示会場での保険

展示期間中に生じた災害・事故などに
よる破損にける保険です。一般的には
主催者が加入することが多いため、作品
出品時に適用の有無を確認しましょう。

Q
48

所有権も著作権もすべて主催者側に譲渡する公募展。わからず応募して、入選しちゃった。辞退できる？



評価してもらえたのは嬉しいけれど……。

公募展やコンペに応募する際は、作品に関わる権利の所在に要注意。
主催者と自分自身の認識を擦り合わせる大切です。

A
48

まずは募集要項を確認！
条件や規定を読んでみましょう。

公募展やコンペでは、主催者が作品を広報や展示に活用したり、複製・改変したりすることがあります。募集要項には、そうした利用に関する規定が記載されますが、時には主催者も意図せず、応募者に不利益な条件を提示していることも。違和感を覚えたら、まずは問い合わせてみましょう。

Q
解説

不当な権利規定の改善を図る取り組み

JAGDA（公益社団法人日本グラフィックデザイン協会）は、デザインの知的財産とデザイナーの権利保護を目的に、独自の基準を設置。不当と思われる条件のコンペ主催者へ、権利規定の改善依頼や修正の申し入れを行っています。

JAGDAが公開している「不当な権利規定の例」（一部抜粋）*原文ママ

- ・コンペの目的、期間などから見て必要とは認められないのに、採用作品の著作権や「全ての権利」を主催者に譲渡する（または帰属させる）ものとされている。
- ・「制作者は著作権者人格権を行使しない」とされ、制作者の許諾や関与なしに、主催者が採用作品について改変や補作を行えるようになっている。
- ・主催者が採用作品を商標登録するか否か、商標調査の費用を負担するか否かが明らかでない。
- ・採用作品が第三者の商標権を侵害する恐れのあることが判明した場合、理由の如何を問わず作者が責任を負わなければならない。
- ・応募作品について、「いかなる場合も作品は返却しない」、「作品のデータを保存する」、「全ての権利は主催者に帰属する」などとされている。
- ・採用作品に対する賞金や対価の支払いがない、あるいは非常に低額である。

出典：公益社団法人日本グラフィックデザイン協会（JAGDA）Webサイト「コンペティションの権利規定に関するJAGDAへの考え方」
<https://www.jagda.or.jp/news/5325/>

Q
49

展覧会の主催者から、プロフィールに載せたくない情報の掲載を頼まれた。断ってもいい……？



主催者からの要望に、どこまで応じればいいんだろう。

障害名や病名、本名や年齢など、プライバシーにつながるあれこれ。
作品を発表する際の、公表に関する権利を知っておきましょう。

A
49

不本意な申し出の場合は、断ることもひとつの選択です。

プライバシーに関わる情報の公表を求められ、違和感を覚えたときは、丁寧に相手に想いを伝えてみましょう。コミュニケーションをとることで、良い方策を見出せるかもしれません。ちなみに、作家は氏名表示権をもつため、本名の非公表や、ペンネームの使用を展覧会主催者に要請することができます。

Q
解説

プライバシーとは？

私生活上の事柄をみだりに公開されない法的な保障と権利のことを「プライバシー権」と言います。「著作権」のように法律で細かく権利や罰則規定が明文化されているわけではありませんが、個人の人格的利益を守る観点から、個人に関する情報を保護する権利として、判例上認められているのがプライバシー権です。このプライバシー権に関わる権利のひとつとして「肖像権」があり、たとえば、他人が自分の姿を勝手に写真や動画で撮影することを禁止できます。



Q
50

販売した作品が色あせ、
「塗り直してほしい」という依頼が。
作品の補償期間はどのくらい？

7

こんなとき、どうする？



譲渡してからも、修復・補償に対応すべきなのかな……。

作品は、制作してから少しずつ状態が変わっていきます。
可変性のあるものを販売する際の注意事項に着目しましょう。

A
50

経年劣化による作品の変容は、
補償の対象になりません。

工業製品と異なり、アート作品に補償期間が設けられることはありません。販売する際は、どんな素材を用いた作品なのかを購入者へ伝え、それが経年劣化しやすい材料である場合は、明確にその旨を説明した上で販売するとよいでしょう。修復に対応する場合は、それに見合う費用を相談することも大切です。

Q
コメント

材料がもつ耐性への認識



工房まる
主任
池永健介さん

壁画を制作した建物の会社から、2年経過後に修復依頼がありました。「ペンキの屋外耐用期間は約6年なのに、なぜこの短期間で？」と思い、当時の写真を見返すと原因が判明。ワークショップで、アクリル絵具を使った箇所があったのです。色の豊富さなどから使用したものの、紫外線や熱による変化への認識が甘かったと反省。補償の取り決めはありませんでしたが、先方に材料費のみをご負担いただき修復を行いました。



壁画制作の様子

どうしたら著作権侵害になるの？

高島雄一郎

弁護士／登大路総合法律事務所

1 「パクリ」で炎上する社会

インターネットが普及した近年において、類似作品を見つけることが容易になったため、似た作品があると「パクリ」だと指摘され、炎上してしまうケースが多々見受けられます。しかし、本当にそれは「パクリ」となり、著作権侵害にあたるのでしょうか。

実は、「似ているから著作権侵害」という単純なものではありません。仮に既存の作品に似ていたとしても、その「似ている部分」や「似ている度合い」「既存の作品をもとにしているかどうか」などによって、著作権侵害とは言えない場合も多々あるのです。

2 どの部分が似ているのか

前提として、著作者は、創作した著作物の複製権、つまり、勝手に著作物を複製されない権利をもっています。ここで言う複製とは、完全に同一のものを作成することに限らず、多少の違いがあっても、実質的に同一のものと言える場合を含みます。

では、実質的に同一であるか否か、作品のどの部分で判断するのでしょうか。たとえば、とあるノンフィクション小説において、地域行事を紹介する記述がなされていたとしましょう。

その行事を、テレビ番組が小説の文章と実質的に同一の表現で紹介したとします。そのとき、同行事を紹介するために、この小説の記述のような表現をするほかない場合、それは誰が発しても変わらないありふれた表現となり、創作性はないと言えるでしょう。

つまり、実質的に同一であるからといって、思想または感情の創作的表現とは関係のない類似であれば、複製権を侵害したということにはならないのです。

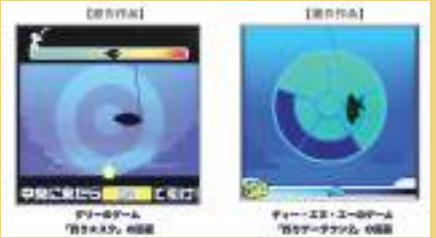
3 どのくらい似ているのか

特に判断が難しいのは、既存作品を参考にしたりモチーフにしたりして、新たな創作的表現を加えた場合でしょう。

著作者は、創作した著作物の複製権だけでなく、翻案権というものをもっています。翻案とは、既存の著作物の表現に新たな創作性を加えて表現すること。翻案によって創作された著作物は、いわゆる二次的著作物と言われます。つまり、既存作品の表現に、別の人が新たな創作性を加えて表現物を制作した場合、その二次的著作物にも既存作品の著作者の権利がおよぶことになるのです。

では、二次的著作物が既存作品にどのくら

い似ていたら、翻案権侵害と言われてしまうのでしょうか。この点について、判例では、既存作品の表現上の本質的な特徴を直接感じることができる程度に似ていた場合に、翻案に該当するという趣旨の判断がなされています（最高裁判決平成13年6月28日・民集55巻4号837頁参照）。これには具体的な基準があるわけではありませんので、事実ごとに判断することになります。



出典：東京地裁平成24年2月23日判決

SNSの釣りゲームで、魚の引き寄せ画面が似ているという問題が生じた事例。本件は、画面が抽象的には似ているとしても、全体から受ける印象を異にし、表現上の本質的特徴を直接感じることができないという趣旨の判断がなされた（知財高裁判決平成24年8月8日・判時2165号42頁参照）。

4 既存の作品をもとにしているのか

さらに、どの部分が似ているのか、どのくらい似ているのかということ以前に、そもそも、問題となっている作品が、既存の作品をもとに作成されたのか否かということが重要になってきます。これを依拠性と呼びます。

著作権法は、あくまで既存作品をもとにして同一・類似作品を作成した場合に、著作権侵害となるという手法をとっています。ただ似ているだけでアウトになってしまうと、創作時点であらゆるものを調査しなければならず、創作活動自体を抑制してしまうからです。

ですので、まったく知らずに表現が偶然一致した場合、著作権法上は問題ないのです。ただし、両者の表現があまりに似ている場合、裁判において、知らなかったという主張が認められるかどうかは注意が必要です。

5 まとめ

このように、「似ている部分」「似ている度合い」「既存の作品をもとにしているかどうか」などが著作権侵害にあたるかどうかを判断するカギとなります。「パクリ」という指摘や炎上に対して正しく対処するためにも、自由に創作活動をするためにも、こうした点を知っておくことが重要と言えるでしょう。

高島雄一郎（たかしま・ゆういちろう）
弁理士との知的財産権に関する勉強会の開催や、知的財産権に関するセミナーにおける講師としての活動に従事。

参考文献&Webサイトリスト

知的財産権についての理解を深め、表現を守りながら広げていくために

参照したい書籍・Webサイトを紹介します。

※ J-PlatPat (特許情報プラットフォーム) [p.55]、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス [p.89] もぜひご参照ください

※本リストに記載のURLはすべて2022年2月8日時点のものです



『すごいぞ! はたらく知財 14歳からの知的財産入門』

内田朋子ほか著 (晶文社、2019年)

知財がクリエイティブな仕事とどう関わっているかを学べる入門書。テレビドラマ「半沢直樹」やアニメ「機動戦士ガンダム」、ゆるキャラ「くまモン」など、身近な例を通して知財の権利や利用法をわかりやすく解説。

「知財の仕事って楽しい!」が伝わる1冊。



『はじめての著作権講座 著作権って何?』

公益社団法人 著作権情報センター [CRIC] (2019年)

著作権法について体系的に学べる入門冊子。簡潔でわかりやすい図表やQ&Aを通して、著作権法の概要が理解できる。



←こちらからPDFが
ダウンロードできます

Q&Aだけでも著作権の基本を押さえられます。



『たのしい著作権法 2019年版』小川明子著 (国立大学法人 山口大学 / 山口ティー・エル・オー、2019年)

知財創造教育の先駆者、山口大学による著作権法についての教科書。初心者者が体系的に理解できるようにまとめられている。2020年の著作権法改正に対応した別冊「たのしい著作権法2021」も新刊。

何のために著作権があるのかがわかる教科書!



『人権の視点から考える 障害者アートと著作権』障害者芸術著作権等整備委員会編 (ABLE ART BOOKS、2000年)

人権の追求は幸福の追求につながるという視点から、障害者アートに関わる人の行動指針として9つのガイドラインを提示。現場でよく聞かれるQ&Aや、所有権や成年後見などについても記している。

表現と人権は切り離せないと感じさせてくれます。



『あたらしいほうりつの本 2018年改訂版』

又村あおい著 (全国手をつなぐ育成会連合会、2018年)

障害のある人が地域で暮らすとき、働くとき、課題を抱えたとき……。どのような権利があり、どんな制度やサービスを利用することができるのかを、障害のある人自身がひとりで、また家族や支援者とともに学べる本。

福祉の制度や法律を多くの人の身近なものに。



『法のデザイン 創造性とイノベーションは法によって加速する』

水野祐著 (フィルムアート社、2017年)

法は不自由で堅苦しいものではなく、法の「余白」から見えてくる自由で創造的な世界を見据え、最大限生かすべきだと説く。とりわけアフターインターネット時代の表現の自由と法のあり方について考えさせられる書。

法でクリエイティブを促すという視点が斬新です。



『デザイナー・中小企業のためのデザイン契約のポイント』

近畿経済産業局知的財産室 (2018年)

デザイン開発プロセスのなかでどのような権利が発生するのか、どのような契約を結ぶべきか、押さえておくべきポイントがわかる。



←こちらからPDFが
ダウンロードできます

これで契約書がすらすら読めるようになる!



『ATELIER INCURVE in ART FAIRS』社会福祉法人素王会
アトリエ インカーブ編(ビブリオ インカーブ、2017年)

アトリエ インカーブがアートマーケットへ挑戦した記録。ニューヨークと東京のフェアの様子、作品のカラー図版など多数。経済学者やコレクター、ギャラリストとのディスカッションのほか、スタッフの体験レポートも収録。

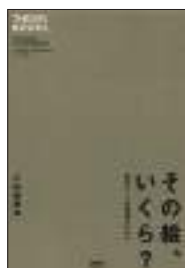
アートフェアに参加するってどういうこと？



『デザイナーのための著作権ガイド』
赤田繁夫ほか著(パイ インターナショナル、2010年)

「他者の作品をコラージュして広告に使っていいのですか?」「古美術や寺社仏閣などの写真を複製利用する場合、誰に許諾を得ればいいのか?」など、ヴィジュアルデザインの著作権にまつわる疑問に答える。

判例紹介や契約書サンプルなど巻末資料も充実!



『その絵、いくら? 現代アートの相場がわかる』
小山登美夫著(講談社、2008年)

現代アートを扱うギャラリストは、どんな思考や関係性のなかで作品の価値や価格をつけているのか? 第一人者がアートマーケットにおけるギャラリーの仕組みやギャラリストの役割、価格設定などを解説。

価格設定の理由とギャラリーの役割がわかる。



『グラフィックデザイナーのための本』シリーズ
公益社団法人日本グラフィックデザイン協会 [JAGDA] (2016年~)

デザイナーが身につけたい権利の基礎知識をテーマ別に紹介。これまで『著作権Q&A』をはじめ、タイプフェイス、Web、シンボルマーク、ピクトグラムの創作と権利保護ほか計6冊をリリース。

デザインと権利について知りたい人に!



『著作権トラブル解決のバイブル! クリエイターのための権利の本』
木村剛大監修(ポーンデジタル、2018年)

木村剛大弁護士の法律監修をもとに豊富な判例を交えた実践書。トラブル事例や、権利侵害されたときの対処法を知ることができ、ブログやSNSなどインターネットでの画像掲載についても丁寧に解説している。

リアルに役立つ、クリエイター目線の1冊です!



『新しいモノ・コトを楽しく創る知財創造教育 未来を創る授業ガイド』
特許庁(2019年)

小・中・高での知財創造教育について、多様な教科・科目における指導案をまとめた授業ガイド。学習指導要領と知財創造教育の関係も掲載。



←こちらからPDFが
ダウンロードできます

すべての教科と知財が関わることに驚き!



『弁護士で作曲家の高木啓成がやさしく教える音楽・動画クリエイターの権利とルール』高木啓成著(日本加除出版、2020年)

気軽に音楽や動画をインターネットにアップできるようになった昨今、制作をめぐる権利やルールを知ることは重要に。収益の仕組みや、著作権に関わる著作隣接権、商標権、肖像権、パブリシティ権なども学べる。

JASRACやYouTubeをこの本で攻略!?



『美術手帖』2021年12月号 特集『「NFTアート」ってなんなんだ?!』
(美術出版社、2021年)

「そもそもNFTって何?」という疑問から具体的な活用法まで、実例を交えながら詳しく解説。本書のQ24で紹介したZombie Zoo Keeperさんの作品も掲載。興味をもつ初心者にも、活用してみたい人にも薦めたい1冊。

最近話題の「NFT」について知ろう!



文化庁「著作権」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken>

著作権に関する情報や施策を紹介。前提知識がなくても楽しく理解できる「はじめて学ぶ著作権」や、契約書作成のひな型が手に入る「誰でもできる著作権契約」など関連リンクも充実。

日々更新される「お知らせ」も要チェック！



Toreru Media

<https://toreru.jp/media>

「知財の価値を最大化させる™」というミッションに基づくオウンドメディア。弁理士など専門家が「おもしろ知財」などのシリーズ記事を発信し、実例を交え知財の情報を解説。

リアルな事例に基づくコラムが充実しています。



※ Web サイトは2022年2月末以降に新設。
旧 Web サイトの画像を掲載しています

厚生労働省障害者芸術文化普及支援事業のWeb サイト

<https://www.arts.mhlw.go.jp>

障害のある人の芸術文化活動支援のために設置された、全国の相談窓口センターの情報を集約。障害のある人の芸術文化活動にまつわる「やってみたい」「困った」などに応える。

障害者アート支援活動の情報はここから。



仙台市 SC3 Web サイト「デザイナーのための知財10問10答」

<https://www.sendai-c3.jp/features/chizai>

弁護士の水野祐さんがデザイナー向けに知財の考えを解説。「著作者人格権はデザイナーにとって大切な」「デザイナーに法のデザインは可能か」など10の視点からの論考が読める。

今の時代のデザインと知財のトピックを紹介。



知財総合支援窓口知財ポータル

<https://chizai-portal.inpit.go.jp>

中小企業、ベンチャー企業向けに、アイデア段階から事業展開まで「知財を生かした経営」を支援する地域密着型の相談窓口。電話やWeb、訪問による対応も。すべて無料で利用可能。

専門家による支援など、手厚いサポートが魅力です！



弁護士鈴木恵美の知的財産権の森

<https://www.chizai-no-mori.com>

ゲームデザイナー／コミケマンガ原作者／弁護士／大学講師という4つの顔をもつ鈴木恵美さんが運営。知財に悩む学生や地方自治体向けの専用ページも。

著作権ボードゲームのコミュニティが熱い！



日本弁理士会「知的財産権とは」

<https://www.jpaa.or.jp/intellectual-property>

知財の適正な保護や利用促進、制度運用を使命とする日本弁理士会のサイト。各権利の特性や取得の流れ、知財活用事例が掲載され、知的財産権の種類や違いを知ることができる。

産業財産権の基礎知識はここでばっちりです。



I-OPEN PROJECT

https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/i-open/index.html

特許庁内に設けられた、知的財産を通して社会課題解決や社会変革を目指す人々を応援する取り組み。人・組織のリーサー結果などを記事や映像で閲覧できる。

社会課題を知財で解決しようとする発想が素敵！

おわりに

たんぼぼの家は、これまで障害のある人のアートの発信をはじめ、知財についての学びや実践を行ってきました。2018年には「知財学習推進プロジェクト」を発足させ、これまでの経験を生かし、誰もが知財活用できる土壌づくりに取り組んでいます。

弁護士や弁理士のように専門的な知識をもっていない私たちが、いつも気をつけていることがあります。それは知的財産権について知ることが、表現の萎縮につながらないようにすることです。ユニークで多様な取り組みが、互いにリスペクトされながら、世の中にたくさんあふれるようにするにはどうすればいいか。このような想いを抱えながら、カードゲーム開発やハンドブック、フリーペーパーの制作、研修などを行い、障害福祉にかかわらず多様な背景をもつ人たちと一緒に、楽しみながら知財について知る・学ぶ・考える機会をつくってきました。

『身近な事例から学ぶ、知的財産50のQ&A』は、創作活動をしている障害のある人や支援者、アートやデザインを学ぶ学生や未来のクリエイターが、知的財産に関する権利保護の意識をもちつつ、ライセンス

ビジネスや作品の販売などを自ら展開していくことを後押しできるような本になることを目指してつくりました。必ずしも最初から最後までを通して読む必要はなく、困ったとき、必要なところを開いてみる実用的な本になるようにQ&A形式で誌面を構成しています。

この本のなかには、国内外のアートマーケット動向調査や、先進的な取り組みを行っている団体・個人を対象に、ヒアリング調査を行った際に得たたくさんの声が載っています。アートやデザイン、それらを通した仕事づくりに誠実に携わってこられた経緯は、それぞれにとってもユニーク。知財への関わり方は、ひとつの大きな声や正しいやり方に集約できるものではありません。それぞれの現場から生まれた声が、それを必要とするところに届くよう願っています。

最後になりましたが、この本ができるまでに協力してくださったすべての方にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

一般財団法人たんぼぼの家

知財学習推進プロジェクト 発行物のご案内

アートやものづくりの実践を通して知財について学んできたたんぼの家が、福祉の分野のみならず、さまざまな立場の人々が知財を知り深められるようスタートした取り組みです。発行物は、知財学習推進プロジェクトのWebサイトよりダウンロード、またはたんぼの家オンラインショップにて購入いただけます。

遊んで学ぶ

「知財でポン! まもってひろげて アートを発信」

知的財産権を活用してアートを世の中に発信する全員協力型のカードゲーム。ゲームを通して、楽しみつつ表現をめぐる知財の考え方を学ぶことができます。



発行：2019年 | 企画・制作：たんぼの家 | 監修：知財学習プログラム検討会 | ゲームデザイン：橋本高志 | アートディレクション：TANSAN | イラスト：乾泰誠、柴田貴一郎、新見直子、秦美紀子、外尾友樹、森豊和、山崎智明 | 助成：近畿経済産業局 平成30年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金

こちらから購入できます
<http://tanpoposhop.cart.fc2.com/ca35/94/p-r-s>
定価：3,500円＋税



「ちょいワルクリエイターズ

ついついやっちゃう知財の侵害」(プロトタイプ)

クリエイターの視点で知財を学び深めるための対戦型カードゲーム。あえて他人の権利を侵害するといった行為にも目を向けながら、ゲームを進めていきます。



発行：2024年 | 企画・制作：たんぼの家 | 監修・ゲームデザイン：橋本高志 | アートディレクション：安部剛 | イラスト：EH、森豊和 | 装飾文字：とも | 文化庁委託事業「令和2年度 障害者による文化芸術活動推進事業(文化芸術による共生社会の推進を含む)」

こちらから印刷用カード・説明書のPDFがダウンロードできます
<https://chizai.goodjobcenter.com>



読んで学ぶ

『知的財産権学習ハンドブック』

知財について勉強したい、実際の問題として悩んでいるといった人に向け、現場で試行錯誤する人たちの声をハンドブックにまとめました。



仕様：B6サイズ、32ページ | 発行：2019年 | 企画・制作：たんぼの家 | 編集：MUESUM | デザイン：UMA/design farm | 1コマ漫画：鈴木裕之 | 助成：近畿経済産業局 平成30年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金

こちらからダウンロードできます
<https://chizai.goodjobcenter.com>



『表現をめぐる知的財産権について考える本』

「知る」「つくる」「広げる」という視点から見た知的財産権を7章にわたり語っています。関連する基礎知識や、有識者の個別の視点もコラムとして掲載。



仕様：B6サイズ、160ページ | 発行：2020年 | 企画・制作：たんぼの家 | 編集：MUESUM | デザイン：中家寿之 | 表紙イラスト：鈴木裕之 | 文化庁委託事業「令和元年度 障害者による文化芸術活動推進事業(文化芸術による共生社会の推進を含む)」

こちらから購入できます
<http://tanpoposhop.cart.fc2.com/ca35/95/p-r-s>
定価：1,000円＋税



『まもってひろげる知財学習 ちまたのちざい』

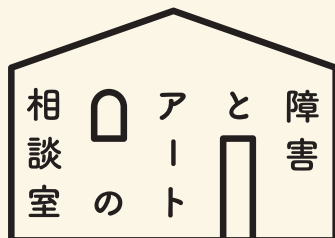
知財初心者でも気軽に手に取って読んでもらえるような、学びの導入となるフリーペーパー。今の時代において知財を学ぶ意味を考えるための紙媒体。



仕様：B4サイズ、32ページ | 発行：2024年 | 企画・制作：たんぼの家 | 編集：MUESUM | デザイン：Allright Graphics | イラスト：Momoe Narazaki | 文化庁委託事業「令和2年度 障害者による文化芸術活動推進事業(文化芸術による共生社会の推進を含む)」

こちらからダウンロードできます
<https://chizai.goodjobcenter.com>





たんぽぽの家では、障害のある人の芸術活動について、全国の福祉やアート分野の人たちとともに課題を共有し学び合う機会をつくってきました。2014年からは、障害のある人、その支援者の課題解決、また情報交換やネットワークづくりの場として「障害とアートの相談室」をオープン。障害のある人の表現を通して、誰もが自由に表現できる社会、いきいきと生活できる社会を目指します。

1. 相談窓口の設置

2. 研修事業（セミナー、施設見学ツアーなど）の実施

3. ネットワークづくり、作品、作家の調査・発信 （調査、書籍の出版、展覧会開催など）

知財の相談は「障害とアートの相談室」で受付中！

障害とアートの相談室

で検索してみてください！

<https://artsoudan.tanpoponoye.org>



発行物のご案内

「障害とアートの相談室」では、調査や研修、事業などの成果をより多くの人と共有できるように発行物を制作しています。それぞれ、障害とアートの相談室のWebサイトよりPDFをダウンロードできます。

『なやんで ひらいて 2歩すすむ ためのハンドブック』

障害のある人のアート活動を支援する人や当事者などの具体的な課題をマンガで紹介。また40人の先進的な活動を行う実践者の考えや取り組みの事例を掲載。

2015年3月発行



『地域にひろがるオープンアトリエ すすんで ひらいて つながる ためのハンドブック』

障害のある人がアートを楽しめる地域にひろがれた「オープンアトリエ」。全国各地の先進的な事例とマンガで、オープンアトリエの考え方や方法を紹介。

2016年3月発行



『あなたの「ものさし」聞かせてください！ トークシリーズ 障害のある人のアートと評価』

芸大、美学・哲学、美術館、ギャラリスト、障害のあるアーティスト、さまざまな視点から、障害のある人のアートの評価をひもとく講義録。

2017年3月発行



『オープンアトリエのつくりかた 表現の場をひらいて つながるためのヒント集』

「自分のスペースをもっとひらいていきたい」「表現を通じて交流の場づくりをしたい」と考えている人たちに向けた、具体的な一歩を踏み出すためのヒント集。

2021年3月発行



こちらからPDFをダウンロードできます
<https://artsoudan.tanpoponoye.org/publications>



身近な事例から学ぶ、知的財産50のQ&A

発行日

2022年2月28日

編著・発行元

一般財団法人たんぽぽの家

〒630-8044 奈良市六条西3-25-4

Tel: 0742-43-7055 Fax: 0742-49-5501

E-mail: chizai@popo.or.jp

URL: <https://chizai.goodjobcenter.com>

企画制作

たんぽぽの家（大井卓也、岡部太郎、奥田奈々子、北村英之、後安美紀、森下静香）

編集ディレクション&編集

MUESUM（多田智美、鈴木瑠理子、羽生千晶、妹尾実津季）

アートディレクション&デザイン

UMA/design farm（原田祐馬、山副佳祐、大隅葉月）

イラスト

ホリグチイツ

協力

塩瀬隆之（京都大学総合博物館准教授）

白石晃一（ファブラボ北加賀谷共同設立者／美術家／京都芸術大学情報デザイン学科准教授）

高島雄一郎（弁護士／登大路総合法律事務所）

柴崎由美子（エイブルアート・カンパニー東北事務局／NPO法人エイブル・アート・ジャパン代表理事）

社会福祉法人わたぼうしの会

法律監修

高島雄一郎（弁護士／登大路総合法律事務所）

※本書は、文化庁委託事業「令和3年度 障害者等による文化芸術活動推進事業（文化芸術による共生社会の推進を含む）『障害者アートの権利保護と作品販売等に関するハンドブックの制作』」によって制作しました



